

平成26年9月8日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 江 崎 文 男 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 原 槇 義 幸 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年9月8日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝征	1. 東京上峰会は存続されているか 2. 嘱託職員（総務課）雇用の経過は 3. 中央公園の管理状況は 4. 長期欠席者、不登校者はあるのか 5. 道路管理
2	8番 大川 隆城	1. 切通交差点改良事業について 2. 坊所城島線歩道整備事業について 3. 「心の教育」への取組みは 4. スマートフォンの利用について 5. 学力テスト結果の公表について 6. 各課毎に職員の顔写真入り担当係のプレート設置はどうか
3	2番 寺崎 太彦	1. 防災、安全対策について 2. 医療支援について 3. 教育環境整備について
4	1番 原田 希	1. 目達原駐屯地航空隊移駐について 2. 子育て支援について 3. 副町長就任から1年を経過して

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

済みません。その前に執行部よりマスクの着用の願いが出ておりますので、許可をいたしましたので、ひとつよろしく願いしておきます。執行部の方、マスクはめられる方はどうぞはめてください。済みません。

#### ○4番（碓 勝征君）

おはようございます。4番碓勝征でございます。このたびの異常気象による広島大規模土砂災害発生で亡くなられた方が72名の方、いまだに行方不明の方が2名ということで、さらに避難生活者の方が693名まだおられるということでございます。さらに、さきの東日本大震災におきましても、11日で3年半ということになります。きのうの報道でございましたけれども、いまだに避難生活をされておられる方が24万6,000人おられるということで、亡くなられた方も1万5,889名、行方不明者が2,609名という方々がこういう状況になっております。心より御冥福とお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、東京上峰会は存続されているものかどうか。経緯をお願いしたいと思います。

さらに、中断であれば、復活させるお気持ちがあるかどうか、そこら付近もお尋ねしたいと思います。

2つ目に、嘱託職員の方、総務課の方でございますけれども、雇用されまして、その雇用の経過ということで、成果はどのようになっているのか、お尋ねしたいです。

それから、2つ目に、職員さんの業務範囲ですね。これもお知らせいただきたいと思えます。

次に、3番目でございますけれども、中央公園の管理状況はということでございます。これは緊急雇用整備関係での雇用体制があるかと思えますけれども、現在の体制と管理内容の経過をお尋ねしたいと思います。

それから、2つ目に、公園側の南のフェンス外の場所の、いわゆるフェンスがありまして、斜めの敷地がございますけど、その所有権はどうなっているのかということもお尋ねしたいと思います。

次に、4番目でございますけれども、長期欠席者及び不登校者の児童・生徒は実際あるのかどうか。資料をいただいておりますので、資料の説明をいただきながらお願いしたいと思います。5年間数でございます。

さらに、不登校児のきっかけなどの理由等が把握をされているかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、5番目に、道路管理でございます。日常の点検管理はどういうスタイルでされておられるのか、お尋ねしたい。

2つ目に、町道下津毛三田川線とちょっと2つ、3つございますけれども、そこら付近の管理状況、課長のほうには前段でこのことについては申し上げておりますので、その経過なりをお尋ねしながら質問したいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、大きな1点目、東京上峰会は存続されているのか。その中の1点、経緯はというところで執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（北島 徹君）**

皆様おはようございます。それでは、質問事項1、東京上峰会は存続されているのかというお問い合わせの質問要旨のその経過はという碓議員からの御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、こちらのほうでいろいろと調査、確認をいたしたところでございますが、平成12年4月5日、およそ14年前に東京都千代田区で東京上峰会というのが開催をされております。それ以後の開催というものはないようございました。また、その開催を示すような関係する書類も確認はできておりません。これに関しまして、東京佐賀県人会にお尋ねをいたしまして、その東京県人会の上峰のほうの世話人さんを教えていただいております。教えていただきまして、連絡をとっておりましたが、連絡がその方とはとれないという状況でございました。

以上で答弁を終わります。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいま北島総務課長より経緯をお知らせいただきました。平成12年以来、途絶えておるようでございます。私は我が上峰町、ふるさとを離れて働いておられる方、またリタイヤをしながら東京の地、関東地区で生活をされておられる方がおるということを聞きました。以前はそういう経過がありましたということをお答えしたんですけれども、ぜひ何かの形で復活をさせてもらえないだろうかということのお話をいただきました。

実は私の分身も向こうのほうにありまして、一度出席をした経緯もあったということをお申しております。いずれにいたしましても、上峰の地のふるさとを出られまして、長年関東地区で生活をされておられる方がおられるということでございますので、これはぜひ集いの場を何かの形で復活をしてもらえたらどうだろうかということがございます。そういうことによりまして、上峰町の現在の状況なり、関東の地区でお住まいの皆様の状況なりも交換しながら、この会が復活されたらどうかという思いがございましたものですから、お尋ねをしておるところでございます。

佐賀県の東京事務所がございまして、そこら付近ともコンタクトをとっていただきながら、参考にしながら、このことについて、ぜひ前向きで、東京上峰会、もしくは関東地区の上峰会として復活、こういう場の提供を確保していただきたいという思いがございましたので、

副町長にそこら付近をひとつお尋ねしたいと思います。

**○議長（中山五雄君）**

碓議員さん、今の質問の中で復活させたらどうかということは2点目に上がっておりますが、これは一緒に進んでいきますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）一緒にいいですね。そしたら、執行部、答弁をお願いします。

**○副町長（八谷伸治君）**

皆さんおはようございます。碓議員さんの復活をさせたらどうかという御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長からも答弁しましたとおり、東京上峰会に関する情報が少ない中での答弁となりますが、当時の東京上峰会の目的といたしましては、会員相互の親睦、郷土発展への寄与を目的とし、ふるさとを離れて暮らす上峰出身の方やその縁故者の方に対して、いつでもふるさとの温かさや懐かしさに触れられるように、関東、東京近辺に上峰出身の方、どういった方がおられるのか、また上峰出身の方にかかわりのある企業、お店などの情報を提供するような組織ではなかったかと思っております。

また、こちらから上京した際に、ふるさと上峰の現状や、どういうふうに町が変貌しているのか、どういった町を目指しているのかなどのお話しし、会員の皆様との交流の場ともなっていたかと思っております。十数年前から開催されていないようでございますが、東京近郊に在住される上峰出身の方々へのふるさとを思う気持ちを尊重するとともに、ふるさとを自慢されることへの情報提供、ふるさと上峰の情報発信の場としても、また議会でもたびたび御助言をいただいておりますふるさと納税のPRや、納税意欲の高揚のきっかけにもなると思いますので、まずは東京県人会や、議員からお話がありました県の首都圏営業本部などを通じまして、上峰にかかわる方の把握や再開についての意向確認などを行っていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいま副町長のほうより御答弁いただきました。いずれにいたしましても、ふるさとを思うお気持ちは在住の方々には十分あられると思いますし、町の現状のお話なり、郷土振興につきましても御助言等もいただきながら、ぜひ復活の方向で取り組んでいただきたいと思います。

我が町としても、例えば広報紙を通じて、関東地区の上峰会を発足するにつきましても、町民の皆様の中で御子弟なり御家族等がおられる場合は、その調査を広報紙を通じて——もちろん目的がきちんと整理をされた上でなければならないと思います。広報紙を通じて町内の皆様にこの発足、復活ということになった時点でのPR等もやっていただけたらどうかと思いますし、さらに先ほど副町長のほうから申されたように、ふるさと納税の一つのPRに

も——それを目的にということじゃありませんですけども、それは次の2、3ぐらいの時点でのことのPR等も、まずは在住されておる皆様と町の執行部との——執行部と申しますか、町長なりの中での交流会を、親睦会をぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思いますので、そこら付近で、広報紙通じての取り扱い等も含めまして、町長のほうから一言いただきたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

ただいま総務課長、副町長が答弁した内容と重複すると思いますけれども、今お尋ねの東京上峰会につきましては、私どもの調査の限りでは、14年前に発足されて以来、開催がされていないという現状がございます。存在するから復活させてほしいという趣旨で御質問されておられたと思いますが、現在、存在するかどうか、この辺をしっかりと確認した上で、議員がおっしゃるように、首都圏に県人会やら、こうした自治体でつくられている会がございますけれども、ふるさとの情報やらを通じて、ふるさと納税のきっかけにさせていただいたり、企業情報等の交流の機会となっていることは承知しておりますので、その効果はあるというふうに理解をするところですが、現在、存在をしていて、どれぐらいの方々が希望をされているのか、そうしたことを把握しながら進めていければと思っております。

人数が少なければ、我々が上京した際に、交流を通じて、その輪を広げていくということも手段となり得るだろうということも含めまして、今後、前向きに検討していきたいと思えます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。次へ進みます。

大きな2点目、嘱託職員雇用の経過はということで、その中の1点目、成果はということで執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

皆さんおはようございます。碓勝征議員さんの嘱託職員（総務課）雇用の経過は、1、成果はについて回答させていただきます。

2月の不当要求行為等に対する対策として、4月7日の臨時議会の議決を受け、5月より警察OBの方に嘱託職員として勤務をお願いしております。

御質問の成果は、でございますが、何といたっても警察OBの方でございます。防犯の黄色い腕章をされ、来庁者の方には挨拶をされておられます。その姿勢が抑止力につながっております。そのため、町民の皆様方が安心して役場に来られるし、職員もいかなる不当要求行為等に対して、法令遵守で職務遂行をすることができております。大変感謝しております。

以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

住民課長のほうから経過を受けました。いわゆる5月よりスタートされて、OBの方が窓口配置されておるといふことで、不当要求等のことはないかと思ひますけれども、今、抑止力になっておるといふことでございますけれども、その後のそういう言動をされるような方が見えたかどうか、そこら付近をお尋ねします。

○住民課長（江頭欣宏君）

2月22日以降、来庁も電話もあつておりません。別件で6月末にトラブルが1件発生しましたけれども、囑託職員さんと相談しながら問題解決を図つておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いわゆる反社会的団体や個人などによる行政対象暴力行為ですかね、そういうものはあつていないと。しかし、6月に1件、トラブルが発生したといふことでございますけれども、この手のトラブルではなかつたんでしょつかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

6月末のトラブルはDVに対する事案でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（中山五雄君）

もう1回言つて。

○住民課長（江頭欣宏君）

6月末に1件発生したトラブルについては、DVに関する事案でございます。

以上でございます。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。

そしたら、2点目、業務範囲はといふことで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、質問事項の2の囑託職員雇用の経過はの質問要旨の2番目、業務範囲はといふ碓議員のお尋ねにお答えをしてまいります。

まず、先ほど住民課長も申されておりますが、今回の保安員の配置といふものは、職員の安全確保及び不当な要求がなされた際に、業務遅滞を招かないといふことで予算をお願いして設置をしたものでございます。

さて、そういう中で、保安員の方の業務内容でございますが、1つとして、庁舎内の秩序保持及び事件化の抑止を図るための庁内保安業務といふものがございます。

2つ目に、防犯関係業務、この中には積極的なボランティアへの参加といふものもお願いをしておりまして、実際に青少年育成の巡回指導にはボランティアという形で参加をしていただいております。

それから、3つ目に、交通安全危険箇所点検というようなことで、その危険箇所を巡回いたしまして、そのアドバイスをいただいております。

4番目に、環境関係業務、不法投棄、それから空き家等の点検、そういうものにも御助言をいただいております。

それから、5番目、これは一般的な事務の延長ということにもなりますが、電話の受け付け業務ほか、総務課所管の全般的な事務の補助をいただいております。業務といたしましては、一応総務課のほうに朝来ていただきまして、基本的に総務課、それから住民課というところにデスクを置いておりますので、適宜そちらのほうに移動していただいて業務を行っていただいております。

それから、6番目といたしまして、各課横断的な案件への対応、支援等というものがございます。先ほど、住民課長が申しあげました6月30日の案件がまさしくそれに当たります。

なお、業務実績に関しましては、保安員の方には業務日誌、これを日々記載していただくとともに、これとは別に、各課長がトラブル報告書というものを作成しまして、それを毎日作成したものを保安員へ回付いたしまして、それを私のほうで確認するということで連携を図っております。

先ほど住民課長申されました6月末の案件につきましては、通常はトラブル報告書の中身ですが、発生した日、それから場所、トラブルの概要、トラブルの詳細、それから現在までの対応、トラブルの原因、それから今後の対策ということで書いていただくようにしておりますが、この発生日の右側に、例えばですが、何月何日あったのか、なかったのかということで、なかった場合は、なしに丸をつけていただきまして、課長の名前、それから印鑑を押していただいて回付するというふうにしております。それで、通常は私まででございますが、6月末のそういった案件につきましては、副町長まで回すという形をとっております。

以上で答弁を終わります。

#### ○4番（碓 勝征君）

総務課長のほうから業務内容につきまして報告を受けました。いずれにいたしましても、町民の皆様、職員の皆様等々への安全・安心を確保するという意味合いのもとに採用されておられる嘱託職員さんであるというふうに認識いたしております。

各分野での五、六項目おっしゃられましたけれども、これはもう本当に取り組んでいただき、そういう目的達成へのための事柄になるかと思えます。私は嘱託職員さんの採用につきましては、ぜひ継続をしていただきたい。もちろんそういうお考えであるかと思えますけれども、次年度以降におきましても、継続雇用の考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思えます。

#### ○総務課長（北島 徹君）

私どもといたしましては、ぜひ継続で雇用したいということで、町のほうにもそういうこ

とでお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。中央公園の管理状況はということで、その中の1点目、雇用体制と管理内容はということで執行部の答弁を求めます。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、4番碇議員の質問事項3、中央公園の管理状況はの質問要旨1、雇用体制と管理内容はという御質問に対して御答弁させていただきます。

本年度より中央公園の管理を上峰町社会福祉協議会に委託しております。雇用体制といたしましては1名を雇用し、週に5日間の管理業務を行っています。

なお、御質問でありました昨年度までの緊急雇用の事業につきましては、去年は直接雇用が可能でしたが、今年度、直接雇用ができなくなっておりますので、それも含めまして、社会福祉協議会のほうに委託しております。

なお、中央公園の管理は、この管理業務委託と、もう1つ、緊急雇用で地域人づくり事業というものも採択いただきました。この地域人づくり事業におかれましても、1名雇用いただいておりますので、この方に1週間のうち残り2日間については管理の補足をお願いしております。

続きまして、管理内容はといたしまして、契約書から抜粋させていただきます。1つ、上峰町中央公園の維持管理、グラウンド整備、草刈り、芝管理、トイレ清掃などに関すること。1つ、施設利用者に対するごみの持ち帰りなどの啓蒙に関すること。1つ、施設内巡回、施設内のちり拾いを含むこと。1つ、業務日誌などの記入及び管理業務に関する必要事項の報告。以上を契約書の中でうたっております。

また、草刈りやグラウンド整備について1人で十分に管理ができないときは、社会福祉協議会や生涯学習課が補助し維持管理に取り組んでおります。

以上です。

#### ○4番（碇 勝征君）

ただいま生涯学習課長のほうから御答弁いただきました。要するに、都合2名で対応しておるということのようでございます。過去、昨年度をしてみますと、私も1ボランティア団体の一員でございまして、利用もさせてもらっておる関係上、どうしても管理内容が徹底されていないような状況が続いた時期があったわけですね。そういうことで、今回は新たな地域人づくりなり緊急雇用なり等々で、2名の方で対応されておるということのようでございます。

いずれにいたしましても、雇用体制が安定していなかったという現状があるようでございますので、利用者側から言われますと、なかなかうまくそこら付近の自分たちの思いが伝わ

っていなかったということも一つあるようでございます。今年度、前半期が終わろうとしておる中で、この体制維持をしっかりとしていただき、利用される皆様の思い等々もお聞きいただきながら、管理体制をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

2点目、公園南フェンス外側の所有権はということで執行部の答弁を求めます。

**○生涯学習課長（吉田 淳君）**

続きまして、質問事項3、中央公園の管理状況は、質問要旨2、公園南フェンス外側の所有権はという質問に対して答弁をいたします。

公園南フェンス外側は、フェンスを境界といたしまして外側に水路があります。所有権は三養基西部土地改良区にあります。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいまの答弁は、いわゆるフェンスまでが町の所有権で、水路から北側の斜面、これは三養基西部土地改良区の所有物件ということですか。

実は、私は町民の方からの声として、フェンスの下につきましても町のほうに所有権があるんじゃないかと。もちろん三養基西部土地開発公社から買い上げをしたその土地の中に入っておるという理解をしたもんですからね。と申しますのが、雑草が繁茂し、それから虫が発生し、農地に飛来をし被害を受けておるといようなことの声聞いたもんですから、これはちょっと確認をしながら、それはもう管理せんといかんでしようというお話をした経緯があったもんですから、お尋ねをいたしました。

町として、そののりについての管理指導というものはできないものでしょうかね。

**○生涯学習課長（吉田 淳君）**

のり面の管理につきましてでございますが、例年、私どもは中央公園の管理業務の一環として、夏場に1回の草刈りをしております。今回、本当、先ほどの前の質問でもありましたが、ちょっと維持管理になかなかうまくいかないところがございまして、ちょっとおくれておりました。御指摘をいただきまして、すぐ私どものほうと、それから管理人さん、みんな一緒になって、その日のうちに伐採をさせていただき、八枚地区の生産組合長さんのほうには御報告を申し上げたところでございます。大変御迷惑をかけたことと思います。今後、維持管理につきましてはまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○4番（碓 勝征君）**

このことにつきましては、町民の方の声としても、以前、町のほうで対応していただいたというふうなこともお話を聞いていたもんですから、課長のほうから所有権については土地

改良区のほうにあるけれども、関連施設の一部としての管理をしていただいたというお話をいただきましたので、ぜひこれは対応していただき、実行をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。長期欠席者、不登校者はあるのかということで、その中の1点目、小・中学校で実態あれば、過去5年間の数ということで執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

おはようございます。まずもってお礼を申し上げます。先週土曜日の中学校の運動会には、議員初め区長の皆様方、多数御出席いただきまして、ありがとうございました。お陰をもちまして、少々雨が降りましたが、無事に終えることができました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

碓議員からの質問事項、長期欠席者、不登校者はあるのかという中で、実態があれば過去5年間の数ということで、資料を差し上げております。資料について御説明をいたします。

長期欠席者のくくりの中に不登校者、病欠者というものがございますので、そのように明示をさせてもらっております。

病欠者、不登校者も年間30日を越えますと、このくくりの中に入ってきますので、数字が上がるというふうなことでございます。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいま小野課長のほうから資料につきましてお話がございました。長期欠席者はもちろん、年間30日以上であるようでございます。長期欠席者の数、例えば25年度におきましては、合計の9名、小・中学校で9名ですかね。その内訳として6名の女子がおると。もちろん9名の方が30日以上欠席者ということでいいですかね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

不登校につきましての理由づけですね。理由はあるかと思いますが、その把握はできておりますでしょうか。

**○議長（中山五雄君）**

碓議員、これは2番まで一緒にいいですか。（「はい、よございます」と呼ぶ者あり）2番目に不登校の把握が入っておりますから、2番までの答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

先ほど、碓議員のほうから30日以上というお言葉がありました。これは1年間に30日、ですから5月に10日間、6月に10日間、9月に10日間休まれると、もうここに数字が上がって

消えないということになります。ずっと1年間あります。ですので、30日間不登校であったと、原因がなくなって登校をされても、数字としては残っていきますという数でございます。

2番目の不登校等のきっかけなどの理由把握はという御質問でございますが、不登校の原因は人それぞれであるでしょうが、私どもとしては心因性の原因が主で、受験や学校生活への不安が主ではないかというふうに考えております。理由の把握ということですが、学校側は登校を渋るようになったら、すぐに対応をしております。担任はもちろんですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという専門家もございますので、その方々とタッグを組みまして、家庭訪問を行い、保護者との連携を深めて、児童・生徒の不安を取り除くように一致協力してやっております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいまは、その原因につきまして学校生活の不安等々あった場合については、学校なり担任が即対応しておるといふ御答弁でございましたけれども、この中に前段、私は12月に第4回の定例会で質問いたしましたいじめ関係ですね。これにつきましては、昨年の25年6月に調査実施をされて、その結果のまとめが出たわけでございます。このいじめにつきましては、現実的にはあったということのようでございますけれども、現在の不登校者の中にそういういじめ等の問題点はなかったのか、そこら付近は把握されておったら、お知らせいただきたいと思っております。

#### ○教育課長（小野清人君）

お手元に差し上げております長期欠席者数の中でございますが、25年度、小学校2、中学校7というふうになっております。中学校7のうち、1件はいじめによるものというふうにご教育委員会は認識しております。平成25年度に、私ども、いじめ等問題行動対策委員会条例なるものを設置していただきました。この条例の設置により、学校では22条委員会、教育委員会では28条委員会等を設置いたしまして、原因究明や問題解決に向けてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携をいたしました。保護者との話し合いも重ねて、現在ではこの生徒につきましては登校をしているというふうな状況で、安堵をしているところでございます。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま課長の答弁では、25年度にそういういじめの対象者と申しますか、おられたということのようでございます。いずれにいたしましても、報道をされておる内容を見ますと、相変わらず学校生活の中で、いじめ等々の原因もあるかと思っております。そういう中で9月2日の報道によりますと、中1男子、中1女子が、東京、愛知のほうでございましてけれども、みずから絶たれたというようなそういう事例もありますし、直近の9月6日の報道によると、

小6の女子の子供さんがみずからという事件もかなり発生をいたしております。

我が町におきましてはそういうことはないように願うわけでございますけれども、昨年、問題行動調査委員会なるものも設置をされております。ちょっと少し当初の質問からずれるかと思っておりますけれども、問題行動調査委員会なる組織に、昨年のいじめの実態なり近々の事柄等々で開示と申しますか、会議を開かれて、教育委員会として議論されたかどうか、教育長にちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。ただいま碓議員からのお尋ねでございますけれども、教育委員会といたしましては、今、第4回目の会議を開こうという形で進んでおりまして、その都度、中学校からのいろんなお話などをいただきながら、説明をしながら事案の解決に向かって取り組んできているところでございますので、こういう形になっているということで御報告いたします。本当に少しばかり気持ちは安心しているところでございますけれども、また心を引き締めて、子供たち、児童・生徒の健全育成のほうに向かって取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま教育長のほうからは、問題調査委員会等々との連携もうまくやられておるようでございます。どうぞ、不登校等々の中にいじめ等の問題も大いに絡んでおる状況も今後出てくるかもしれませんし、子供たちの安全な生活をするため、命を守るために、ぜひとも教育委員会の今後の御努力なり、学校現場の把握をしっかりしていただきまして、こういう事柄が出ないような方向で御努力いただきたいということを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな5番、道路管理についてということで、その中の1点目、日常点検管理はということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

4番議員の5番目の道路管理ということで、1番目に日常点検の管理はという御質問に回答させていただきます。

町道の日常点検の管理ということで、現在、建設課職員2名体制で、週に1回、パトロールを町内全域で実施をしておるところでございます。その際には、穴や陥没箇所と、またあるいは異常等がある場合につきましては、すぐその場で補修をしておりますが、状況判断によりまして、持ち帰って業者にその対応をお願いするケースがございます。

また、区長さんや住民の方々からの連絡があった場合にも、速やかに現場の確認を行い、

状況を検討の上で補修等の対応を実施しておるところでございます。

現在、道路の補修につきましては、内容によりまして、先ほど言いました軽微な箇所につきましては、直接職員が行っておりますが、あくまでもその場合は一時的な補修でございます。時間がたちますと、また再度、穴とか異常が発生したりする場合もございます。ただし職員で対応できない場合につきましては、先ほど言いましたように、業者に発注となりますけど、手続等で時間がかかっている状況にあります。この件につきましては、現在の道路の事情、老朽化によりまして、年々補修箇所がふえていることもございまして、予算的なこともございまして、全体的な改善にはつながっていないというのが現在の状況でございます。

昨今の中で、町内の有志の方々につきましては、ボランティア団体等の方々、議員の方々も参加されておると聞いておりますけれども、そういった中で一昨年から補修のサポート等をしていただいて、私たちにつきましても大変感謝を申し上げるところでございます。

今後の対策といたしましては、予算の関係もございまして、業者さんに年間の維持管理をお願いし、また異常等があった際には緊急の措置や補修に際して、本格的な施工を実施して、町民に不便をおかけしないような対応策を検討していきたいというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

白濱建設課長のほうからは、2名体制で町内を管理しておるとこのようでございます。ボランティア団体の方も側面から御協力いただいております。いずれにいたしましても、もちろん予算的な縛りもあるかと思っておりますけれども、部分的にかなり傷んでおるところもありますし、職員のほうで即対応できておるところもされておるところもございまして、

いずれにいたしましても、町民の皆様が住む道路でございまして、通行する場面なり側溝等々につきましても、団地等々につきましましてはいろいろ手当を十分実績を上げてもらっております。町民の皆様からも感謝をされているような声も聞きますし、そのほかにまだまだそういう部分的なところがある箇所も、もちろん課長は掌握されておるかと思っております。言われたように、業者との年間契約で取り扱いをします。これはいいことでなかろうかというように思っておりますので、予算の縛りもありませんけれども、そういうことでの取り扱いで、道路等の管理につきましては対応を十分していただきたいということを要望いたしておきます。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁はいいですか。（「はい、次をお願いします」と呼ぶ者あり）

2点目へ進みます。町道下津毛三田川線ほかの管理はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

2番目の町道下津毛三田川線ほかの管理はという御質問でございます。

この路線につきましては、集落内を横断して、交通量も多い路線と認識しております。特に変則5差路等につきましては通学路として利用されておりますので、先般、補修ということで地元からも要望がっておりますが、一部わだちというふうなことで交差点の補修を実施いたしました。

しかし、先月ですか、物損事故が起きました。本当に人身事故にはならなかったんですけども改良が必要であるということで認識しておりますし、その事故につきましては自損事故でございます、人的被害はございませんでしたけれども、ガードパイプとか消防の格納庫的な破損ということでございましたので、即総務課さんと一緒に現場に赴きまして、警察等々につきましても連絡の指導とか、そういったことでもございました。

それからまた、上坊所の集落内ということで、以前、郵便局があった箇所への付近でございますが、そのところにつきましても、十数年前、拡幅改良をしておるところでございますが、一部そのところで狭くなっている箇所がございます。議員御承知と思っておりますけれども、朝のラッシュ時とかすれ違い時につきましては、民地に入られまして、一部その民地が破損しているというふうなことを承知しておるところでございます。

この件につきましては、道路の管理上、民地ではございますが、なかなか補修等も検討しておるところではございますが、町の考えといたしましては、その狭くなっている分につきましては、用地買収を含めたところで来年等に予算をお願いし、対応策を検討していけたらなというふうなことで考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

課長のほうから御答弁いただきました町道下津毛三田川線、これは1級町道でございます、延長が1,368メートルあると。幅員の平均幅と申しますか、道路台帳によりますと6.1メートルという幅員があるようでございます。

ただいま御指摘の――御指摘と申しますか、私も今から申し上げたいと思っておりますけれども、町道下津毛三田川線の地の中に幅員が3.8メートルしかないんですね。そこで、朝夕のラッシュ時の離合が実施されておるといことで、民地側に入って、下水道のふた周りが陥没状態になっておるといことで、非常に危険な場所になっておるといふうには私は思うわけでございます。

担当等々は、民地だから手はつけられないというふうな言葉も一部受けておりますけれども、じゃ、通行する利用者の皆さんが不便を感じておる。この町道が狭小状況の中にあるために離合するような箇所には何か常時そこを使っておると、民地に入り込んでおるといことで、持ち主からも非常に危険を感じながら埋没してしまうんじゃないかというふうなことでもございます。

確かに民地でございますので、直接対応できないということはわかりますけれども、私は朝夕、これを確認していただきたいと。例えば7時から8時、8時半、夕方5時半過ぎから6時半、7時ぐらいまで実態調査をしていただきたい。どれだけの車両が通行しておるかというのを御認識していただきたいということがございますので、ぜひこれにつきましては課長のほうからは次年度、できたら用買云々というお話もあるようでございますけれども、まずは現況把握をしっかりとしていただきたい。その事実を確認していただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

次に、町道三上住宅4号線ということで、三上公民館前の道路でございます。もちろんこれも課長のほうにはお伝えをした経緯もございますけれども、この部分的な箇所、中間地ぐらいのところでございますけれども、側溝のふたがないわけですね。降雨時には、その住宅に入るときに、とにかく30センチ前後に近い雨水がたまる現状があるということで、私も現場を見に行きました。確かにかなりの降雨量がたまりまして、住宅に入るのに支障を来しておるというふうな状況でございます。これにつきましても、ぜひ側溝の対応なり、もちろん東西の流れの関係もございましょうけれども、そこら付近の取り扱いについて課長のほうから一言いただきたいとしたいと思います。

#### ○建設課長（白濱博己君）

先ほどの議員御指摘の現状を把握ということでございます。この箇所につきましては、私も何回も調査しておるところでございますが、現在、ブロックと申しますか、黄色いやつのブロックを民地のほうに立てられております。これは当然民地でございますので、所有者の方が自分の土地を踏まないようにというふうなことでの意思表示であるかと思っております。これを見方によっては今までの通行の方々が少し違和感を感じるということも当然だろうと思っております。しかし、町の道路管理者といたしましては、そういう問題があるということも含めまして、今後さらなる現状ということで調査をし、先ほど私が申し上げましたような用地等も含めたところ、またそれ以外でも、できるところも含めまして、今後、対応策を検討していきたいということで考えておるところでございます。

それから、先ほど住宅4号線ということでの側溝のふたの件でございました。この件につきましても、住民さん、また区長さんなり、議員さんのほうからも御指摘がっております。側溝につきましても、ふたというよりも、その箇所が東西の流れ的なこともございまして、全般的な排水の対策を今後考えていかなければならないということで考えております。側溝のふたなりをすると、そこだけを考えてみますと、できないことはございませんけれども、また昨今の集中豪雨、大雨等々を考えますと、住民の方々に被害を及ぼすということで、先般、外周道路の地権者の方、古賀さんのところにも用地状況につきまして説明に上がったところでございますが、その地区につきましては南側のほうが農地であって、北側のほうが宅地開発というときに、道路の側溝が北側のほうに流れているというふうなこともござい

して、その箇所があふれるということも認識しております。

今後、側溝の整備、改修も含めて、検討をしてみたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

課長のほうから御答弁いただきました。確かにそれぞれ道路にはそれなりの原因があることは当然の状況になるかと思えます。そこら付近を町民の皆さんが生活する生活道路として日常使われる道路がそういう支障箇所がメイン的な大きい箇所につきましても、それぞれ対応されておられますけれども、内部に入ったところの町道も、日常的な小さい箇所といえは語弊になりますけれども、生活されておられる町民の皆様から見れば、日常生活上、非常に困惑するというふうな状況が出ておること、しっかり課長は把握されておると思えますので、今後、そこら付近もしっかりとお聞きいただきながら対応していただきたいというふうに思います。

道路管理の総体的なことを申し上げますと、先ほど1点目に申し上げました1級町道の下津毛三田川線を交差する、いわゆる変則5差路等につきましても、これを含めた上での今後の物損事故等も発生いたしておりますし、何回も申し上げておりますけれども、1級町道と交わる関連町道の取り扱い、これは具体的にももちろん助成を受けないとなかなか対応できないような実態があるかと思えますけれども、そこら付近もしっかりこういう状況を加味しながら、次年度に向けての取り扱いをぜひ取り組んでいただきたいと思えますし、もちろん単独ではできませんので、交渉等々もございましょう。そこら付近を含めまして、道路管理につきましても町の中心箇所等にも当たるような場所でございますので、通行する皆さんの安全・安心を確保するためにも、私の思いなり町民の皆様の思いをしっかり受けとめていただきたいというふうに思うわけでございます。

そういう思いを最後に町長のほうから受けたしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碓議員のお尋ねでございます。道路のさまざまな傷んでいる補修箇所、点検、改修すべき箇所について御指摘いただきました。具体的な話は先ほど担当課長が申し上げたとおりであります。基本的には道路の改修については傷んでいる箇所を把握し——その前に、まず議会から請願が上がっていることを優先し、次に傷んでいる箇所を公平な視点で把握した後、予算のできるのところから予算づけを行っていくと。ただし、大変大きな予算がかかるものにつきましては、補助事業等の対応を待つという視点で臨んでまいりました。それが一番誠実な対応だと思っておりますし、今後とも財政が回復するにつれ、弾力的に使える予算が拡充されてくるわけでございますので、必然的に道路に対する予算というものが広がってくるものと考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「終わります」と呼ぶ者あり）

それでは、4番碓勝征議員の質問が全て終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまお許しをいただきましたので、8番大川が質問をさせていただきます。

まず最初に、切通交差点改良事業について質問させていただきます。

この件につきましては、これまで再々質問をさせてもらっておりますけれども、前回までは、同意をとるために努力をするということで一生懸命、執行部、頑張ってもらっていると思いますけれども、その後の進捗状況がどういうふうかをお尋ねしてまいりたいと思います。

2番目に、坊所城島線歩道整備事業について。

この件につきましても、再々お尋ねをしてまいっております。この件につきましても、前回以後、どういうふうな進捗状況かをお尋ねしてまいりたいと思います。

第3番目に、心の教育への取り組みということで、まず第1番目、道徳の教科で取り組まれていると思うけれども、現状はどうかということをお尋ねしたいと思います。

今、小・中学校では道徳が教科として正式になり、授業をされておりますけれども、週に何時間ほどこの道徳の時間をとってされているのか、そして、その中で、今言いましたように、心の教育関係についてどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

次に第2番目、佐世保で本当に悲しい、痛ましい事件が起こりました。女子高生が同級生をあやめるといふ事件が起きたわけですが、この件につきましては、長崎県ではもう3回目というようなことでも報じられておりました。本当に、子供が同級生の命を奪うというようなことは絶対あってはならないことでもありますけれども、こういう事件を踏まえて、

教育長はどのようなふうにお感じになられたのか。それと、その件を捉えて、我が町として精神心理療法士の方を導入して、子供たちに対しての心の教育といたしますか、命のとうとさをどのようなふうにしてされるかというふうなことも取り組んでいかれたらどうかと思いますけれども、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。

第4番目に、スマートフォンの利用についてということでお尋ねをしております。

今現在、小・中学生の携帯電話関係につきましては、学校に持参はだめだと、禁止ということになっておりますけれども、実際、家庭ではそれぞれがもう所持している子供たち、生徒たちが結構ふえているようにもお聞きします。そういう中で、小・中学生の携帯電話、スマートフォンとかの所持している実情を把握しておられるのかどうかをまず最初にお尋ねいたしたいと思います。

次に、携帯電話、特にスマートフォンを利用するに当たって、当然、家庭、保護者の皆さんがその利用についてはある程度、時間的な制限、あるいは利用することでの制限等もされていらっしゃるかと思いますけれども、これは家庭だけに任せておくわけではなくて、やはり教育委員会、学校サイドからもその辺の指導をしていくべきではないかというふうな感じもいたしますものですから、その辺についての対応はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第5番目に、学力テスト結果の公表について。

この件については、以前、御質問させていただきまして、私も公表するべきだという意見を述べてきたわけですが、今回、県内で武雄市、大町町、そして我が町上峰が公表するということになったということを知りました。その中で、武雄市、大町町、それぞれ、その中身といたしますか、公表の仕方は違うわけですが、我が町上峰も9月には、その公表するやり方をきちんと示すというふうなことでございますけれども、公表する形といたしますか、やり方をどのようにお考えになっておられるのかをお尋ねしたいと思います。

最後に第6番目、各課ごとに職員の顔写真入り担当係のプレート設置はどうかということでお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、今御案内かと思いますが、病院とか、そういうところなんか、きちんと担当のお医者さんが誰々だということで一覧表的にボードに顔写真入りのやつを掲載されたり、あるいは庁舎でもそういう形をすることがだんだんとふえてきているように思います。御案内のとおり、韓国驪州市に訪問した折にも、庁舎の中にはそういうことで設置をされておりました。

そういうことを考えますときに、今現在、我が町上峰町庁舎では総合案内係の方もいらっしゃいます。そして、お尋ねの折には、どこそこという御案内はしてもらっているかと思いますが、今度は各課に来たときに、課長さん以下、担当の係の職員さんがいらっしゃるけれど

も、どなたが何の係かというのがなかなかわかりにくい面もありますが、そこに、今言いましたように、顔写真入りで何々係はこの方だというふうなことを提示しておけば、意外と、おいでになった方も安心される向きがありはしないかというふうな思いがしますものですから、今回、プレート設置についてどう考えられるのかをお尋ねしたいと思います。

以上6点、どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、まず1点目、切通交差点改良事業についてということで、その中の1点、その後の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

8番議員の、切通交差点改良事業について、その後の進捗状況はというお尋ねでございます。答弁させていただきます。

この件につきましては、さきの6月議会のほうでも質問があってございましたけれども、国道事務所からにつきましては、昨年12月に所長さんが役場のほうにおいでいただきまして、計画案ということでお示ししていただいたわけでございますが、その案につきまして町といたしましては、地元に出向き、関係地権者に対しまして地元の協力を得ながら事業計画及び調査測量同意というお願いをしてきているところでございます。

現在、計画の対象の関係者につきましては、さきの6月にも御報告申し上げましたように、12名の方々でございます。その中で鋭意、本人さんたちに交渉を当たってきておりますが、現在、約3分の2の方々、8名の方々につきまして同意協力をとっております。あとの残りの3分の1、残りの4名さんの方につきましては、今現在、鋭意交渉中でございます。

今後とも、区長さんや地元役員さんの協力を得ながら、関係者への説明と事業同意をさらにお願ひしてまいりたいと思っております。

それからまた、国道34号線の整備促進期成会が7月18日に鳥栖のほうで総会がございました。昨年に引き続き、この箇所、切通交差点改良につきましては要望箇所ということで取り上げをいただきまして、福岡整備局に毎年、陳情をされておりますが、今回、佐賀の国道事務所のほうにもしたがるしかりとうことで、10月に要望が決まっております。

その7月18日の総会におきましては、町長、議長さんのほうが委員として出席されておりますが、町といたしましては、国道事務所長さんからの説明において御質問をされた中ではございますが、この国道34号線の早期事業着手につきましては要望していただいております。その中で所長さんにつきましては、この箇所は以前から要望もしておりますし、渋滞箇所ということでは十分認識しておられるようでございますが、私ども町のほうに投げかけられていると、協力依頼されている地元の今後の協力要請ということを再度要請されましたものですから、町といたしましては、地権者のほうに引き続き同意の協力要請というこ

とで今後、全力を尽くしてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

大変お疲れさまでございます。

そこで、少しお尋ねしますが、今、鋭意、地権者の皆さんに当たって同意をいただくための努力をしてもらっているということでありまして、12名中8名は同意いただいたということで、本当に進んでいるなという感じもしますが、残りの方について、なかなか、了解できにくいという方々が残られておるのだらうというのは推測できますが、そのときに、やはり役場の担当課サイドだけではなくして、国道事務所あたりからも一緒に同行していただいて、説得にといいますか、同意をいただくための説明をしていただいたほうがいいのではなからうかという感じがしておりますけれども、その辺についてはいかがでしょう。

#### ○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の、役場ばかりでなく、地元なり国道事務所のほうもというふうなことの全体的な協力ということでございます。

この件につきましては、国道事務所のほうにつきましては、その案を示されておりますが、まだ調査測量する前の素案といいますか、法線というふうなことで、まだ国につきましても測量事業採択もされておられませんので、国道事務所から、以前は計画をされて切通の公民館等々、地元説明会があったということでお聞きしております。そういうふうな形での説明をというふうなことだと思いますが、現時点におきましては、鋭意、経過報告はいたしておりますが、法線なりとか家屋移転とか、そういうところまではなかなか、事業採択まではいっていない状況の中では、なかなか言えないというふうなことでございますので、私どものほうで努力しなくてはならないと思っておりますが、地元の区長さん、また評議員さんにつきましては協力をいただいております。ただ、交渉の内容につきましては微妙な状況の中で、今後、個人さんには接触していくというふうなことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今現在、国道事務所に対しての要望が上がっているのが11カ所ぐらい（77ページで訂正）上がっているように、ちょっとお聞きしました。そして、そういう中に切通交差点も入っているかと思いますが、先ほど課長から答弁いただいたように、この切通交差点が、何と申しますか、渋滞がとてひどいということ、それから危険度が高いということ、それは十分、国道事務所も認識されていると思いますので、先ほどあったように、期成会の折にも要望されて、それを所長が受けられて認識をしていただいているということはおわかりですが、私が心配するのは、11カ所ある中で、（77ページで訂正）順番でとかということが原則かもしれ

ないけれども、今言う危険度の頻度が高いところをまずやるということで取り組むことが必要ではなかろうかなという感じがするものですから、当然、そのためには地元の地権者の同意が必要、それはもうわかります。ただ、その同意をいただくために、今言う担当課、あるいは地元の区長さん初め役員さん方だけにということではなくて、やはり国道事務所がそういうふうに通交差点を認識してもらっているとするならば、どうこうしてでも早くできるようにということで取り組んでもらえないだろうかという感じがするものですから、お尋ねをしております。

そういう中で、先ほども言いましたように、残っておられる方はなかなか、いろいろなことで心配をされるとかいう、いろいろな条件ですかね、で心配される方々がということは暗に推測できますものですから、そういう方々に御了解いただくためには、例えば、何といいますか、用買をどれぐらいでとか、ある程度示しできるならば示しながら、説得といいますか、説明をすればという感じがしますけれども、その辺いかがでしょうか。

#### ○建設課長（白濱博己君）

先ほどの御質問の中で、例えば、交渉するにして、その内容が具体的な話に、一般的にはなろうかと思えますけれども、ただ今回、大まかな事業の内容における理解するための同意と、それから、一番目的は測量をさせてくださいということでの立ち入り同意というふうなことでございます。

その後、調査を国のほうがして、具体的な法線が定まって、各個人さんへの丈量といいますか、面積が幾らで、そこには建物が建っていて、その建物をお願いするときに具体的な補償なり代がえなり移転とか、そういうふうなことになるかと思えますけれども、その辺の話になってきますと、ちょっと町のほうではなかなかでき得ないし、また、先ほど言いましたように、国のほうではそういうする段階でも予算等もないということで、そこら辺は私ども、ジレンマがございますけれども、事業推進に当たっては段階的な運びになろうかと思えます。

今回同意をいただいて、またそれを国が盾にとって、同意しているからどうのこうのということではないと思えます。また、用地交渉は用地交渉なりということでの段階があると思えますので、そこら辺のことを鋭意、地権者のほうには御理解を求めていきたいと考えておるところでございます。

なお、議員のほうから11カ所というふうなことでの、先ほどのお言葉がございましたけれども、私、6月のときに言ったのは、今現在、国道事務所で佐賀県内、11事業をしておるといふふうなことで聞き及んでおります。その事業が終わらないことには次の事業計画採択にはいられないということで、仮に同意を全部とって、国に上げて、調査をしていくにしても、その事業が終わらないことには次の段階に進めないということもお聞きしております。ですから、私どもとしては、同意が終わったら、すぐ事業だよというふうなことでは多分ないかと思えますけれども、いずれにいたしましても、一番初めの同意が必須条件ということで私

ども認識しておりますので、先ほど答弁しましたように、今後につきましてはさらに努力をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

さっき私が言いました11カ所の件については、勘違いをしていたようでございますので、訂正をし、おわびをしたいと思います。

そういう中で、やはり何といたっても、地元同意がまず先決だということでもありますので、本当に毎回、この関係、質問する折、言いますように、この交差点改良は上峰町としての長年の懸案事項でもありますし、また大変難しい問題でもあり、執行部全体含めて担当課、そして地元の区長さん初め役員さん方、大変お骨折りをいただくことと思っておりますけれども、少しでも早くこれが同意をいただいて事業実施に向けて進めていけるように、今後さらなる努力を重ねていただきたいということを要望して、この項については終わります。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。坊所城島線歩道整備事業についてということで、その後の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

お尋ねの2番目の、坊所城島線の歩道整備事業について、その後の進捗状況はというお尋ねでございます。答弁いたします。

この件につきましては、5月に土木事務所長へ地元の区長の要望書が出されました。3区から出されまして、それをもとに町といたしましても、今現在、坊所城島線につきまして片側の歩道しかない分が北側から井手口地区、それから町民センターから南の加茂の交差点までの地区、それから中央公園から南の江越までというふうな、その3路線につきましては町といたしましては、あわせての要望を土木事務所にしておるところでございますが、議員御指摘の分につきましては、町民センターから加茂の交差点までの箇所ということでございますので、その線につきまして答弁させていただきます。

要望しております、その時点におきましては、平成26年度において事務所から本課のほうに図面等の作成に必要な調査費を要求していくというふうな回答を得ておりました。行政報告にも提示していただいておりますとおりに、土木事務所からは、その際、地権者からの測量事業同意の協力要請がなされました。昨今、国から県の補助事業で事業するに当たっては、事業採択に向けて、決まって地元の状況はどうかというふうなことで、今回も調査するに当たって事前に測量同意の協力を要請されました。

町といたしましては、地元区長の協力等を得まして、この関係地権者につきましては16名、

これは建物等も含めての関係者数でございますが、の方々に鋭意お願いをしましてまいりました。おかげさまで、9月2日現在で全員の同意をとることができました。早速、9月4日ですか、先週に副町長と一緒に出向いて要望したところでございます。土木事務所は、9月から神埼と鳥栖、一緒になりまして、東部土木事務所ということで統合がっております。その関係もございまして、挨拶を兼ねての要望をさせていただいたところでございます。

県といたしましては、その同意書、資料をもとに、本課に調査の予算要望をすると確約をいただきました。10月か11月ぐらいになるかと思いますが、早速、今年度、測量に入っているのではないかとおっしゃるところでございます。

したがって、具体的な事業実施に向けては、来年に具体的な法線、それから地元への説明なり、地権者ごとの丈量図等々が作成されるのではないかと、したがって、平成28年度には事業実施ができるのではないかと説明を現段階では受けておるところでございます。

何と申しましても、今回、区長及び関係地権者全員の調査同意がとれましたことにつきましては、県の事業化、事業推進に一步前進したものと思っておりますので、今後につきましてもさらに早期事業の実施に向けて重ねて要望を続けてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

この件についても、本当に長年の懸案事項であることには間違いありません。今、答弁いただいた中で、関係する地権者が全員同意をいただいたということをお聞きしましたので、大変うれしく思っております。やはり、ここは本当に、大体が両側にちゃんと歩道できることが基本でありますので、それをするために一步二歩進んだなという感じがしているところでございます。

そして、そう言いながらも、調査費が、これまで聞いてきた中では、土木事務所から本課へ要求をとという話は何回となく聞いておりましたが、それも今度同意がとれたから、やっとついたみたいな感じがするわけですね。以前は、同意をとる前に法線を出す、その図面をつくるための調査費をつけるということでの話を聞いていたものですから、それが先かなという感じがしていましたが、今回、同意がとれてということで予算をつけることが確約されたというような感じですが、確約ということであれば、絶対ということで受けとめていいものかどうか、その辺がちょっとまだまだ不安といいますか、疑問視する向きもないではないです。

何でかという、今までも言いましたように、実際、現地までお見えになって、こういうふうだということを確認してもらって、そして結局、予算がつかなかったという前例もあるものですから、そこを心配するわけです。

ちょっと漏れ聞いた話では、土木事務所あたりでは坊所城島線はもう既に整備が完了しているみたいな認識をお示しになったようなことも、ちらっと聞いたわけですが、今回、この要望を受けて、全員が同意されたということで要望を受けて、整備に向けて動いていただくということは本当うれしいことでもありますけれども、できますならば、早目早目にできますようお願いをしたいと思うわけです。

この坊所城島線の関連では、前回、また別件ではありますけれども、請願が出てみたりしておりますし、そして、南部のほうの歩道が今現在あるところも路盤が悪くて水がたまったりとかいうことで、当然改良が必要な部分もあるわけですから、そういうことも早く解消するために、とにかく早く取り組んでもらいたいと思うわけですが、この件については本当、毎回、通告はしないままにお尋ねするわけですが、副町長が以前からも答弁いただいておりますので、この件に関して一言答弁をいただきたいと思っております。

#### ○副町長（八谷伸治君）

大川議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど建設課長からも答弁がありましたとおり、坊所城島線の歩道整備につきましては、地元の関係の方々の御協力と御同意をいただきまして、先週、建設課長のほうと一緒に、今現在、東部土木事務所というところになりますけれども、そこの担当課長さんから所長さんのほうに同意書の提出をさせていただきまして、予算のお願いをしております。その際にも、先ほど建設課長からも申しましたが、今年度の調査費の措置につきまして確約をしております。それにあわせて、今後よりスムーズに、早期に事業が進んでいくようお願いしておりますので、私といたしましても機会あるたびに土木事務所等への要望を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

とにかく、この件もなかなか簡単にはいかない問題であります、今後とも鋭意努力をしていただきたいと思っております。

それに加えて、前回も申し上げておりましたけれども、今、28年実施に向けて調査費の予算をつけるのが確約されたというような話を聞きましたけれども、それをより間違いないものにするために、前回から言いましたように、執行部、そして議会一緒になって県に対しての陳情要望活動をするべきではなからうかと今でも思っております。

それが、また過去の話をして申しわけないですけれども、今回、請願が出ております南部のほうの路盤改良の件についても、平成13年に実施されたということでお聞きをしておりましたが、その後、その件について継続して南部のほうの路盤改良をということで陳情した経緯がございます。ただ、おっとどっこい、陳情して、それは検討します、努力しますという返事はいただいたけれども、その後は消えてしまったという前例もあるわけなんです。

ですから、やはり間違いないだろうと思っておっても、よりさらに確実なものにするためには、やはり陳情要望活動もぜひ必要ではなからうかと思うわけですが、この件についてはいかがでしょうか。

#### ○建設課長（白濱博己君）

大川議員のお問い合わせでございますが、南部地区、八枚から江越地区への路盤改良というふうなことでの御指摘がございました。

この件につきましては、さきの振興常任委員会のほうでも現地踏査をしておりますが、その際には土木事務所に、そういう状況の報告なりということで、今現在、土木事務所では、要するに、路盤の調査、地下調査、地質調査ということで4カ所ほど調査をされております。その結果、詳細につきましては、まだ私どものほうには受けておりませんが、口頭によりまして、そこの以南につきましてはF e 石灰での、そういう施工がされていないというふうなことで聞き及んでおります。それを受けて今回、土木事務所のほうでは、地震の振動調査というふうなことを町内、八枚、江越地区において実施をするということで聞き及んでおります。

この坊所城島線の件につきましては、みやき町さんでございますが、江見地区、それから城島地区にも同じような、両国橋等々でもそういう事案が発生しているよということで、一緒に総合的な振動調査をし、今後、路盤改良に向けた形での検討をしていくというふうなことは聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、陳情ということにつきましては町長、副町長のほうに協議をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

今、陳情の必要性を述べたときに、路盤改良のことは例として挙げました。過去に、そういうことがあったことは事実ですから。ですから、それも含めて、この歩道整備の関係については、例えば、今、両側にない部分、それが調査費がついて調査ができた、その結果、一遍にどーんとしてもらえるなら、それにこしたことはない。しかし、これまた予算の関係があるものだから、例えば、最初はここの部分、次はここの部分となるだろうというのは予想されますよね。そうしながらも、例えば、28年度にここをしましたと、もうそのままで、ほったらかしとは言葉が悪いけれども、それで終わりという格好ではなくて、やりかけたならば、まず、ここならここをした、次はここをしたというふうに、全線の整備に向けて継続的にやってほしいというのが私たちの願いでありますから、そのためにも、やはり地元の意向としてはこういうふうを考えていますよというのをきちんと伝えるべきことは、もちろん執行部サイドで一生懸命頑張っていただいていることはわかっています。それに加えて、議会サイドも一緒になって、全町としてこういうふうですよという意思表示を強くする意味合い

から、陳情も、今言う執行部、議会一緒になってすることがぜひ必要だというふうに考えるわけではあります。

ですから、その辺について、今後については機会あるごとに陳情要望活動を執行部、議会一緒になってやる必要がありはしないかということをお尋ねしているところです。いかがでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

大川隆城議員の、坊所城島線の歩道設置についての要望において議会との協力をということで要望活動したらどうかという御提案でございます。

以前の議会でも、そうした提案を受けまして、要望等含め考えていく旨の発言をしたと記憶しておりますが、私ども、ことしになりまして、鳥栖土木事務所と意見交換会だけでなく現地踏査を半日にわたって行い、私自身もその意見交換会の場にしっかり入って、まずは行政として、これまでの経緯をお伝えし、私どもが考えている内容をぜひ実現していただきたいというところで今回協議をさせていただいております。その中で実際、先ほど担当課長が答弁されたような内容の言葉をいただいているわけでございます。

何事も、一般論として、進め方はいろいろあると思いますけれども、全ての事案、事柄について文書をつくり、要望をしていくことが大切かと言われると、そうでない部分も現実としてはございます。やはり、予算の枠をどのように確保するかという点で、土木事務所も見える形と自分たちの裁量でできるところ、いろいろ箇所をつけるところには考え方等々あると思いますが、議会からのせつかくの御提案でございますので、そういう意見があるということも含めて、しっかり協議していきながら、事業が進むことが一番大切だと思いますので、今後、皆様に御協力をいただけるものという前提で、いつの時期に、どのタイミングで、また、これからこの坊所城島線はさまざまな問題を抱えておりますので、続いて要望をする際に適当なのか、大川議員がおっしゃるように、全体的な改修をしていかなければいけないという認識に立って、皆様方の御協力、いつが適当かということを考えていきたい、そのように思っております。

歩道の整備については、担当課長が申し上げたとおりで、確かに言葉はいただいておりますが、本課からの言葉としていただいているわけではございませんで、私どもも、その部分で議会に御活躍いただきたいと思うべきか、その他の路盤改良時に御協力いただくべきか、しばらく検討をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○8番（大川隆城君）

今、町長からも答弁いただきましたが、この件については26年度の施政方針の中で、この坊所城島線の歩道整備について取り組むという示しをいただきました。町がやるということで施政方針の中に掲げて取り組んでいっているわけではあります。そして、今、答弁をいただいた中で、調査費がついたというふうに、少しずつ前進していることは本当、何遍も言うよう

にうれしいことではありますが、これが途中で途切れるとかなんとかないように、ぜひ、もうやりかけたら、もう一気にいくということで取り組まなければ、それこそ予算は県の予算なんです。県が、では、ここに予算をつけようという気持ちになさないといけないものですから、そのためには遅滞なく、ずっと継続して要望をし、そして実施に向けてやっていかなくてはできないだろうと思います。

ですから、これまた、なかなかいろいろと、先ほどありましたように、問題はあるかと思いますが、ぜひ遅滞なく、この事業が進んでいくように、さらにまた執行部には御努力をいただきたいと思っておりますし、先ほど言いますように、議会としましても一緒になって、町としての気持ちはこうであるというのを伝えるためには、執行部、議会一緒になって、そして足を運んで要望活動をする、このことが一番、相手にはインパクトを与えるものだと私は思っておりますから、今後そういうこともぜひ検討いただいて、この事業がさらに前進し、整備ができることを願い、またお願いをして、この項の質問を終わります。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな3番、心の教育への取り組みはということで、その中の1点目、道徳の教科で取り組まれていると思うが、現状はどうか、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育課長（小野清人君）

大川議員からの、心の教育への取り組みは、道徳の教科で取り組まれていると思うが、現状はどうかという御質問でございます。

現在、学校で行われている道徳教育は、学校の教育活動の全体を通じて行うものと学習指導要領に規定をされておまして、単一の教科としてはやっておりません。つまり、特別活動や総合の時間、国語や社会、給食の時間とか、そういった中で教科の授業でも道徳教育が行われていると、学校全般で道徳教育をやっているということでございます。

そう言いながらも、小・中学校では道徳の時間という授業が行われております。年間当たり35時間、1週当たり1時間というふうに割り当てをされております。

この時間では、「私たちの道徳」という教材を利用し、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など、規範意識等の道徳性を身につけるように教育を行っています。

また、小学校では、保護者の参観日に道徳の時間を充てまして、家庭教育からも道徳の指導を行うようにしてもらっております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今、答弁いただいた中では、35時間、週にして1時間というふうな感じになるということでもありますけれども、そこでは、何と申しますか、担任の先生が主に当たってもらっている

ということですか、それとも、例えば、別からどなたかおいでいただいてということですか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

**○教育課長（小野清人君）**

道徳の時間につきましては、小学校では担任の教師が、それと中学校ではクラス担任の教師が行っております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

多分、担任の方が取り組んでおられるだろうというのは想像できましたけれども、その中で今言う命のとうとさ、そして前者からの質問にもありましたいじめの関係ですね、いじめの防止関係についても当然取り組んでいただいているかと思いますが、その中で、これまで当たっていただいた中で、特に、こういうふうなことがあったとか、特筆すべきといたしますか、というようなことは我が小・中学校の中ではお気づきになった点はありませんか。

**○教育課長（小野清人君）**

特筆すべき点があったかということですが、そういった点の報告は学校側から受けておりません。

また、命のとうとさ等を子供たちにしっかり教えるということで、小学校におきましてはウサギを飼ったり、鶏を飼ったり、また職員室の前には金魚等も飼っております。そういったものの命も人間の命と同じだということで、特に子供たちには指導をしているところでございます。

また、先ほど申しました「私たちの道徳」という教材を利用しておりますが、この中には先人たちの名言や偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げたり、いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などを充実しております、その点を利用しながら子供たちには指導をしているところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

今、答弁いただきましたが、動植物を飼育しての心の育成といたしますか、そういうことに取り組んでいただいている。それに加えて、少し離れるかもしれませんが、関係すると思ってお尋ねしますが、例えば、学校給食ですね、給食の残滓あたりが今現在どういうふうかということ、ちょっとよければお尋ねしたいと思います。

というのが、先ほど課長言われたように、やはり人間というものは動物、植物の命をいただいて、そして成り立っているわけですから、せつかくほかの命を頂戴して、そして存続していくならば、いただいたものを無駄にしてはいけない、やはり粗末にしてはいけない、食事としては全部食べるというふうなことも当然、指導をされているかと思いますが、いま一度、どういうふうかをお尋ねしたいと思います。

### ○教育課長（小野清人君）

学校給食のお話でございます。給食の残滓についてでございますが、中学校においてはほとんどゼロ、残滓はございません。小学校におきましては、1年生が、やはり新入学をする  
と4月、5月が若干出ると、家では食べたこともないようなものを学校では出すこともあります。好き嫌い等もございませうから、若干、4月、5月は出るんですが、2学期になりますと残滓は極端に減ってきます。なれというものもあると思います。

そういったことで、学校の教員についても、残してはいけないと、ちゃんと食べましよう  
ということで指導はされています。

以上です。

### ○8番（大川隆城君）

急に給食関係をお尋ねしましたが、今お聞きしたとおり、残滓が中学生はほとんどない、  
小学生もごくわずかだということを知って大変安心いたしました。

今後につきましても、上峰の子供たちが本当に、何と申しますか、他人に対して優しく、  
そして思いやりのある子供に育つように、ぜひ、この道徳教育にも力を注いでいただきたい  
ということをお願いして、この項は終わります。

### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。2点目、佐世保の女子高生殺人事件を踏まえてどう感じられたか、精神心  
理療法士の導入はどうかということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

8番大川議員からの、心の教育への取り組みということでの2番目の項を答えさせていた  
だきます。

まず、佐世保での女子高生殺人事件の、この被害に遭われました、これから前途有望な若  
い人が志半ばで無念の最期を迎えられましたことに、まことに哀悼の意をあらわしますとど  
もに、御冥福を心からお祈りいたしたいと思っています。

今、佐世保の女子高生殺人事件を踏まえてどう感じられたかという御質問でございますけ  
れども、端的に申しますと残念でならないし、教育活動の難しさというのを痛感している  
ところでございます。

先ほどの話にも議員から出ましたけれども、3件長崎で起こっております。2003年、2004  
年、そして2014年と続いて、大体同じ市で起こっているわけですが、それを受けまし  
て、ちょうど2004年の、続いて起きましたものですから、文科省のほうで、これはもうしっ  
かり心の教育をしにやいかんということで打ち出されてきたわけでございます。これは命の  
教育ということで、徹底しようということでございました。

各教科の授業の中でやっていこう、あるいは「私たちの道徳」、先ほど課長も言いました  
ように、そういう教材を使って、道徳の時間というのをを使いながら指導してきたわけでござ

いますけれども、まだまだ子供たちの心には十分届いていなかった、先ほど言いましたように残念でならないという気持ちでございます。

この心の教育には、一応3本柱がありまして、命の教育といいまして、いじめ、自殺、みずから命を絶つというようなことがないように、自分というものをしっかり持つようにしていこうという教育があります。それから、心の健康教育といいまして、そういう反社会的問題行動を起こす、そういうことをしないような、抑止力を働かせるような教育をしよう。そして、3本目が教育相談体制の充実ということで、いろいろな子供たち、心に悩みを持つ子供たちの相談体制をつくっていこう、これが心の教育の3本柱でございますけれども、この3本柱、もう少し徹底して、やっぱりやっていかなければいけない。そして、私が思うには、特にスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーという、そういう教育相談体制というものをしっかりと整えて、子供たちの健全な育成に向かっていかなきゃいけないなというふうに思っているところでございます。そういうことを感じました。

それから、精神心理療法士の導入はどうかということでございましたけれども、本当、ありがたいお言葉だと思っております。

精神心理療法士、これはどちらをとったらいいのか、ちょっと迷っておるんですけれども、カウンセリングなのか、精神保健福祉関係の、その方向を指しておられるのか、ちょっとその2点は私自身、議員の御質問のケースがわかりませんが、私なりに考えますと、スクールソーシャルワーカーというものを佐賀県は教育相談体制でとっておりますけれども、社会福祉士の資格を持っている方、それから精神保健福祉士という資格を持っている方、臨床心理士の資格を持っておられる方、それから先生たちのOBというような方たちがスクールソーシャルワーカーになっているという県からの報告でありますけれども、この東部地区には社会福祉士の資格を持っている方と精神保健福祉士の資格を持っている方と配置をさせていただいております。当町には社会福祉士の資格を持っている方がおいでいただいて、子供たちの指導に当たっていただいているところでございます。

精神心理療法士の導入ということですが、私は精神保健福祉士の導入かというふうに考えておりますけれども、これは国と県のほうで教育相談体制の充実ということで進めておりますので、私としましては、県に対して、できるならば、こういうケースもございませぬので、精神保健福祉士の資格を持っているスクールソーシャルワーカーの配置についても増員などお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁を終わります。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいまおっしゃった精神心理療法士という表現しておりましたのは、長崎県の件について報道された中で、こういう名前といいますか、を使ってコメントされていた文があったものですから、そのまま引用させてもらっておりまして、わかりにくい点あったかと思えます

が、その件についてはおわびしたいと思います。

今、教育長さんおっしゃられたように、やはり長崎、佐世保といったら、佐賀県のすぐお隣ですから、何と申しますか、そういうことは我が町内ではないと思うけれども、どういふ影響を受けるかわからないという心配もあるわけですよ。だから、やはり前もって、そういうことに対しては予防的にと申しますか、予防的に指導をしていく必要がありはしないかということで、こういう質問をしているわけでありましてけれども、さっき出てきましたスクールカウンセラー、今来ていただいております。

私が思うには、スクールカウンセラーの先生、来ていただいて、そこに悩みがあったりする子供、あるいは先生も含めて相談に行くというのは、受け身的な部分が大ではなかろうかと。だから、カウンセラーの先生が生徒の前でいろいろ御指導いただくことも、もちろん結構ですけれども、今度はこちら側から生徒に向かって、今言う、その関係の教育をしてもらうために、また、先ほど教育長言われた精神保健福祉士の方、あるいはカウンセラーの先生でもいいですから、おいでいただいて、こちら側から子供たちに教育をと、指導をとということが必要ではなかろうかと思うわけです。

教育長は、その導入については考えているということで答弁いただきましたが、その辺について、もう少し答弁いただければと思いますが。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

大川議員のお尋ねにお答えいたします。

今、議員が言われまして、スクールカウンセラー、確かに相談を受ける、だから、学校で子供とか保護者とか先生たちから、そのスクールカウンセラーのところに出向いて、いろいろ相談を受けると。今、議員さんが言われましたように、もっと積極的にというお言葉でございます。それがまさにスクールソーシャルワーカーのお仕事でございます。

ですから、本町にもスクールソーシャルワーカーは1名おいでいただいているところでございまして、先ほどの4番議員からの、いじめ等の話もございましたけれども、その解決に大きな効力を発揮していただいた方がスクールソーシャルワーカーでございますので、そして、その上峰町においでいただいている方が社会福祉士の資格を持っておられる方でございますということで、現在、上峰町では大いに力を発揮して、子供たちの健全育成に尽力をいただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

もう今現在、既にソーシャルワーカーがおいでいただいて、指導をいただいているということ、本当によかったなと思っております。

それともう1つ、今度は佐世保の事件が起きた後の反省と申しますか、聞きますと、児童相談所、それと学校、それから警察、家庭、それぞれが、子供が事件を起こす前に何らかの

サインを出しておったのではないかと、それを見落としてはいなかったかというのが1つ、それと今言った、それぞれの関係機関の連絡がきちんとしておったかどうかということが反省材料として出ておったかと思います。

当然、我が町も、その機関との連絡はきちんとしてされているかと思いますが、こういうふうに関係機関と実際にすぐ近くで起きておるものですから、反省として出てきたら、では、うちはどうやろうかという心配をする向きもあるものですから、その辺いかがか、お尋ねしたいと思います。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

8番議員の質問にお答えさせていただきます。

いろいろと気を配っていただいて、本当にありがたく思っております。

当町の関係で申しますと、例えば、佐世保の事例の、ちょっと聞いた、マスコミからの情報ですけども、ちょっと不登校ぎみでもあって、なかなか情報をつかめなかったというようなことも、連絡が不徹底ということも聞いておりますけれども、本町の場合には、必ず担任、学校職員が連携をとって家庭訪問などして情報確認は努めてするようにしております。そして、宿題なども持っていったりしておりますので、子供たちの情報、家庭との連絡はうまくできるように努めているところでございますので、今後とも学校のほうには適切に対応するように指導を続けていきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

こういうことを言うたらあれですけども、実際、私が経験したものですから、お話しをしますけれども、前にもお話しした経緯があったかと思いますが、上峰町内の中学校で既に2つの命が失われております。二度あることは三度あると言いながらも、三度目があったら、もう絶対だめなんですよ。ですから、今回のような佐世保の事件とか、そういうのがあったら、本当もう、敏感に感じる部分があるわけです。というのが、その当時、最初の人に私がちょうどPTAの役をさせていただいておったということもあって、関係をずっとしてきた経緯もあったものですから、ですから、もう絶対、絶対、上峰の小・中学校からそういうことがないようにしなくてはならないということは、もう常に、いつも頭の中に思っているものですから、余計にこういうことでお話しをするわけでありまして。

やはり、子供たちの、今言うサインですね、を見落とさないように、みんなが見守っていくことは当然でありながら、ぜひ必要なことだと思いますから、先ほど教育長がおっしゃるように、今後も教育委員会の皆さんもそう、また執行部の皆さん、議会もそう、保護者の方もみんな、そういうちょっとした、何と申しますか、サインというか、ちょっと変わったことがあるというようなことは見逃さないように、きちんと温かく見守っていきたく思います。ですから、その辺を今後ともぜひ、何と申しますか、きちんとと言ったら失礼ですが、

見守っていただいていたと思いますので、そのところをもう一度、済みませんが、御答弁いただきたいと思います。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

8番議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

私は、2年足らず前にこの仕事を仰せつかりましたけれども、議員さんから、くれぐれもということで強く、そのときは議長さんだったと思うんですけれども、上峰の教育から二度あることは三度ある、絶対に三度目を起こしちゃならないということを強く御指導いただきましたので、肝に銘じておりますので、そういうことがないように取り組んでいく所存でございますので、どうぞ見守っていただければと思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

大川議員、いいですか。（「はい。結構です」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。大川議員の質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後0時59分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

8番大川議員の質問の途中でございましたので、大きな4番、スマートフォンの利用について、その中の1点目、小・中学生のスマホ所持の実情は把握されているのか、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

大川議員からの、スマートフォンの利用についての1項め、小・中学生のスマホ所持の実情は把握されているのかという御質問でございます。

私ども、スマートフォンに限っての所持という調査は実施しておりませんが、携帯電話の所持率については調査を行っております。結果的に、小学校は6学年平均で28%、中学校では3学年平均29.3%となっております。小学生については携帯電話が主ではないだろうかと、低学年の方にGPS機能つきの、何本かしか発信ができないような小さな携帯電話を買い与えている保護者もいらっしゃいます。中学生についてはスマートフォンではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

今、答弁いただきましたけれども、スマートフォンに限らず携帯電話の所持として、こういうふうだということで、今、パーセントを示していただきました。

実は、つい先日でしたけれども、私が携帯をかえることで会社と申しますか、その事業所に行くと、いろいろ話をしよつたら、今は結構、保護者同伴で携帯をスマートフォンにかえるということで子供たち来る人多いですよという話を聞いたものですから、うちの学校生徒たちがどういうふうかということでお尋ねをしました。

学校に持ち込みは禁止ということになってはいますが、やはり家では結構、これからはますます所持する子供たちがふえてきましようし、その中で、何と申しますか、いろいろなければ幸いだけれども、今後についても教育委員会、学校側としても、どれくらいは持っているということも、やはり実情を把握しておかないと、何かというときには、やはりその辺からきちんと対応していかなくてはならないと思いますので、今後もその辺の把握については、実数に近いところで把握をしておいてもらいたいと思います。

1番の項は、これで終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。スマホ利用に対する指導を教委、学校サイドからもする必要はないか、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

スマホ利用に対する指導を教育委員会、学校サイドからもする必要はないかという御質問でございます。

当然、あると思います。教育委員会からは、毎月開催されております校長会の中でも、ネットに関する指導は行っております。また、教育委員自身も、佐賀県警の生活安全課のほうから指導者を招いて情報モラル等の研修を行ったところです。

小・中学校の生徒・児童にはパソコンを利用する情報教育授業がありますので、その際にネットにアクセスする危険性や、LINE（ライン）と申しますか、そういうSNSがありますが、そういったものを利用する言葉の暴力等についても注意を行っております。

また、保護者についても、学級懇談会や家庭訪問など、事あるたびに注意喚起を行っております。

教師におきましては、生徒指導担当の教師が校警補導連絡協議会などで研修を重ねまして、その知識を自校に帰ってまいりまして、ほかの教師に指導するというふうなことをやっております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

この件については、実は7月に地区懇談会がありましたね。その折に、上坊所区で地区懇談会があった席上で、このスマホ関係の話が出ました。その折に、駐在所からもおいでいただいて、その関係の話もしてもらいましたし、今度は学校の先生も交えての懇談の中で、先生が、特にスマホ関係の利用については家庭のほうでしっかりとしてもらわなくてはならないというような発言があったわけなんです。その折に、もちろん、それはそうでしょうよと、しかし、学校サイドからも折に触れて指導するべきではないかということでお尋ねしたら、それとも言いながら、主体は家庭でちゃんとするのが筋ですよというような話があったものですから、いろいろやりとりした経緯がありました。

そういう中で、今も御案内のとおり、いろいろな機能が入っているものですから、何と申しますか、興味を引くゲームとか、いろいろなやつが入っている。そうすると、知らないうちに、そういうところにつないでというか、見て、時間的にも、聞いた話ですけれども、6時間ぐらいぶっ通しで、それでやっている子もいるとか、それに伴って経費がぼんと、月々何万円とか、場合によっては十何万円の金額とかの支払いがあったとかというような話も出ておりましたから、やっぱり、その辺は、家庭はもちろんです。しかし、学校サイド、教育委員会サイドからもきちんとそういう指導はしていかないと、何か起きてからでは遅いからですね。だから、やっぱりちゃんとした指導はするべきではないかと。

そうすると、そのときの話の中で、保護者の方からすれば、使用時間は何時まで、そして接続されないようにカットする、何ですか、ちょっと言葉は忘れましたが、そういうこともやっているというふうなことも聞きますけれども、その後、今度はカットしたやつを自分で再生というか、しようと思えばできるというような話も出たものですからね。本当、もう、便利にはなったけれども、ちょっと考えてみたら、恐ろしいなというか、そういうふうな感じもするものですから、やっぱり学校の先生で今研修があって、それぞれにお伝えをしてということもありますが、詳しい人が必ず誰かがおるような体制をつくらないと、これから先はますます心配度合いがふえはしないかというふうな感じがするものですからね。

だから、当然、皆さん、ある程度習熟しておってもらわないといけないけれども、専門的な人を置くというふうなことも今後は必要ではなかろうかというふうな気もするわけなんです。その辺いかがでしょう。

#### ○教育課長（小野清人君）

大川議員からの御質問でございますが、専門的な人間をということでございます。

佐賀県は、他県に比べますとICTが非常に進んでおります。ICT関連の専門ではございませんが、それをほかの教員に教えるような立場の教員がおります。そういった教員を代用しながら、やっていきたいというふうに思っております。

また、先ほども御心配あったように、今、子供さんが持つ携帯電話、またスマートフォンについては、フィルタリングといいますか、有害サイトに入れられないような、アクセスしよう

とすると入れないというふうなこともできます。また、これは聞いた話ですが、そういう有害サイトへつなごうとすると、保護者のほうに、お子様はこういったサイトにつなごうとしています。それを許可しますかと、そういうふうなことを確認するようなアプリケーションもあるそうでございます。その辺も利用しながら、こういうことも保護者のほうにもお伝えをしながら、やっていきたいと思っております。

また、中学校につきましては、タブレット型のパソコンを購入する予定でございますので、折々、そういった有害サイト等の利用については控えるようなことを指導していきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたが、これは8月26日付の佐賀新聞に掲載されておりますけれども、ネット犯罪から子供を守れということで、閲覧制限や投稿監視ということで、総務省、業界団体が対策を強化しているという記事が載っておりました。課長がさっき言われたのと全く一緒ですけれどもね。そういうことを含めて、今後、この関係で、せっかく便利なやつが出てきたわけですけれども、それに付随してのいろいろな問題が起こらないように、今後とも十分御指導いただきますようお願いしまして、この件については終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

そしたら、大きな5番目、学力テスト結果の公表についてということで、県内で武雄市、大町町、上峰町が公表するとなり、その仕方を検討中とあるが、方向性としてはどうかということで質問がっておりますが、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

8番大川議員の、学力テスト関係について、公表についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

議員も言われましたとおりに、確かに8月26日付の新聞で、上峰町初め武雄市と大町町が報じられました。

それで、公開の方向性ということでございますけれども、公表内容と方法については、単に平均正答率、数値のみを公表するということではございませんで、調査の分析結果とか改善方法なども示しまして、教育上の効果、影響などに十分配慮しながら、そしてまた、関係学校と協議をして、慎重に判断してまいりたいと思っております。

今現在、小学校、中学校と協議中でございますので、その方向性について、しばらくお待ちください。

なお、正式な公表につきましては、9月の定例教育委員会で協議を持ちまして、最終決定をしまして、10月初旬には上峰町ホームページに掲載させていただくという形で進んでおり

ます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

**○8番（大川隆城君）**

この件については、今、教育長おっしゃいましたように、これまた8月26日付の新聞報道がなされておりまして、武雄市は、保護者、市民に結果を知らせ、市民総ぐるみで教育を考える機会にしたいということ、また大町町については、コミュニティースクールを導入していて、町全体で学力について考えたいという説明をされているようであります。

そこで、大町町のコミュニティースクールというのを、ホームページを見ましたところ、コミュニティースクールの指定を受けた学校には学校運営協議会が設置をされ、そのメンバーとしては、いろいろな団体の方々が、20名が構成員として、委員としてなっております。その中で、町全体として子供たちの学力について考え、学力の向上についていろいろ努力をしようじゃないかというようなことで、さっき言った運営協議会が設置されたということですが、我が上峰としても、コミュニティースクールの導入をして学校運営協議会を設置してというようなお考えはあるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

ただいまの質問に答えさせていただきます。

上峰町では、学校評価委員会ですかね、一般の部外の方たちにおいでいただきまして、学校評価委員会を持たせていただいております。そこで学校の取り組みなどについても協議していただいております。

コミュニティースクールの場合には、そういう運営の皆さん方がかなりの数、20名と言われましたけど、そのように多数になりますけれども、本町の場合には四、五名という形で進んでいるところでございますので、今現在のところでコミュニティースクールの話については、教育委員会では会合は持っておりません。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

さっき言いました、武雄市、大町町がそういうことで取り組むということですが、我が町にしても考え方は一緒だと思います。ですから、9月にその詳細を定めると、決めるということでございますので、やはり、ほかの市、町と一緒に、みんなで学力向上に向けて考えをし、バックアップをするということは基本だと思いますので、そういうことで今後、その公表の仕方等も検討していただき、そしてその後についてはまた、そういうふうなバックアップ体制の体制づくりといいますか、そういうことも考えていただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。6番、各課ごとに職員の顔写真入り担当係のプレート設置はどうか、その中で、住民サービスの一環として、安心を与える意味も含めての設置はどうかということで、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

8番大川議員のお尋ねでございますが、住民サービスの一環として、安心を与える意味も含めて設置はどうかと、顔写真入りの担当係のプレートを設置ということで御提案を受けております。

平成26年4月から、これまでの役場の対応を少し改めた経緯は御存じのとおりです。総合案内の配置を行い、来庁されたお客様、住民の方々に御案内をしながら、できるだけ、やりとりに時間をかけていただけるよう行っているところでございますが、この評価についても議員からも以前お聞きしたとおり、なかなかアイデアとしてはいいと思うというふうに御評価をいただいたところでございます。

今回御提案の点は、カウンターになると思いますが、名前入りのプレートの設置ということで、私自身が不勉強でございまして、他の自治体でそうしたプレートがあるのを見たことがないということもございますが、県、国あたりに行きますと、入り口、部屋に入る前に配置図を示しておられます。掲示されておられます。これも、ちょっと内部の協議を一度だけさせていただきましたけれども、まずは庁舎でも配置図を整備して、また異動した後も、職員に住民の皆さんが案件をお願いし、その方が異動された場合のことも考えると、住民の方々が相談内容を尋ねることができるように、総合案内と配置図をカウンターに示すことがいいのではなかろうかというふうに現時点では思っているところです。

加えて、住民の皆さんにわかりやすいように、名札を職員はこうしてつけておりますけれども、その名札に顔写真を示すということも、一つアイデアとしていいのではなかろうかと現時点で考えているところでございます。

名札が取りかえる時期が来ると思いますので、その一つ一つの職員の交換の時期に、そういうふうに改めていければというふうに考えております。

**○8番（大川隆城君）**

今現在、いろいろと検討をされているということでありましてけれども、私が考えているのは、本当、簡単なもので、L型の置くやつですね、ああいう形のやつをちょっと考えたわけですよ。そして、さっき、異動の関係も言われたけれども、そのときは写真を入れかえられるような形のやつにしておけば、誰がどこに行こうが、すぐ入れかえといいますか、そういうこともできるからというふうな感じで、とにかく最初はカウンターに顔写真入りのやつを、何といいますか、平らに置いておくともあるかなと思っていたら、上に書類とか広げたら隠れてしまっ見えなくなるものだから、それでは意味をなさない。では、壁があったら、そこにボード的に配置図をされるかといったら、カウンターのところにはない。なら、やっぱ

りカウンターの隅にL型の立ったやつというか、そういうやつで写真を入れかえできるようなやつを考えたら、できるのではなかろうかと。

それと、名札はもちろんかけてもらっています。ただ、役場に来た人が、その人を知っておれば、その名札があろうがなかろうが、あの方とできるけれども、初めて来た人なんかがお尋ねするときに、どなたかわからんままでいったら、なかなか、どなたに聞いたらいいやろうかというようなこともあるだろうと思うんですね。

そこで、総合案内の方がいらっしゃいます。その方は、その係のところまでは案内していただけるけれども、その先の場合の対応で、自分の要件としては何々係の人といったら、その写真見たら、ああ、この方に聞けばいいかというようなことで、顔が見えると言うと大きさかもしれないですけども、そういう形である程度、安心されるのではなかろうかというふうな感じがしたものですから、今回、こういうふうなことはどうかということで提案をしたような次第です。

ですから、今後、いろいろと検討されているということでありますので、十分検討された結果で対応してもらえたらと思いますので、よろしく願いをいたしまして、この項は終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

これで8番大川隆城君の質疑は全て終わりました。

続いてまいりたいと思います。

#### ○2番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。2番寺崎、ただいま議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をいたしたいと思います。

まず、第1番目に、防災、安全対策について。その中の項の1点目、中学校の体育館東側の町道の冠水対策について。ことしは異常気象で、雨も大変降りましたが、町内でこだけじゃなく多々冠水した町道を見受けられましたけれども、とりあえず、ここの基本的な考え方や計画についてをお尋ねします。

2番目に、中学校体育館東側の側溝の安全対策は。ここは中学校がすぐ近くにあり、交通量も多いので、その安全対策はとしてお聞きします。

2番目、医療支援について。その中の1点目、町内の難病認定について。町内の実態はどのようなになっているかについてお聞きしたいと思います。

2番目、難病者に対する支援策は。町独自のことがあればお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目、教育環境整備についてお聞きします。その中の1点目、小・中学校でのベルマーク、それやインクカートリッジの回収の状況はどのようなになっているかをお聞きします。

続きまして、2点目、エコキャップやインクカートリッジ、ベルマークを公共施設での回

収は。町を挙げて回収はできないかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、大きな1点目、防災、安全対策についてということで、その中の1点、中学校体育館東側の町道の冠水対策についてということで、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

2番議員の防災、安全対策ということで、中学校体育館東側の町道冠水対策ということでのお尋ねでございます。

議員さん御指摘にあっておりますこの箇所につきましては、町道下津毛上坊所線に当たるわけでございます。この近辺につきましては、実は平成18か19年ぐらいから多分冠水が発生している箇所ということで、私は認識しておるところでございます。

昨今の集中豪雨、特に今年度も7月3日でございますか、大雨が早朝から起きまして、私も現場に行っておりまして、地区役員さん方も、そこにおられて対策を講じていただいております。この外記のため池関係が原因といたしますか、していると思っておりますが、ここの余水吐きから雨水が、雨水を排水路に流し切れずにあふれ出た水が、水田を通過して、ここの町道、それからまた、下流ということで冠水しているかということで思っております。この状況を踏まえて、その原因をということで思っておりますが、まず、梅雨時期におきましては、ため池の水位を調整していただいて水を貯水できるようにということで地元の協力を得ておるところではございますが、それでも対応できないほどの集中豪雨が降っている状況でございます。

抜本的な対策といたしましては、吐水口に水門をつけて、貯水能力の強化ということも以前から検討しているところでございますが、それともう1つは、現在、降水量に応じた排水の整備ということで、実は下津毛集落から、下津毛の交差点を通過してちょうど下津毛下坊所線ですか、町道の原さん、田中さんところの、あそこの水路が狭うございます。その町道を暗渠が通っておりますところのヒューム管ですか、それも700ぐらいということで結構狭いということで、あそこら辺がもうたまっているというふうな状況ということで認識しております。財政等、厳しい状況の中で、産業課と協議しながら、補助事業等を模索しながら、今後、実施していきたいと考えておりますが、当面といたしましては、冠水時の側溝と道路の区別等がつかないところもございまして、転落防止策の安全柵等を考えていかなければならないということで検討しております。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

先ほど白濱課長より、水路というか、雨水幹線水路の整備計画をお聞きしたいと思います。やはり先ほど課長さんが言われるように、18年、19年といたら、やっぱりあそこら辺、中

学校の体育館の東側、あそこら辺の田んぼが都市化によって、農地がやっぱり減少したり、そこに家が建って、やっぱり本来地面から浸水して地下水に蓄えられるはずの水が吸収しきらんようになったのが行き場がなくなって、やっぱりそれがあふれたのが原因かなと私も思っております。

そこで、屋根の雨水とかを、降った水を蓄える雨水タンクですか、それが、小さなタンクなんですけど、それを結構家とかにつけていって、やっぱり数をふやしてつけていって、その雨水をそのタンクにためて小さなダムがわりに、そして、そのたまった水を、何か植木や散水や災害時の防火用水として使う、何かそんな雨水タンクとかあるそうなんですけど、何か調べたところでは、そんなタンクに行政として一部補助をしているところもあるそうなんですけど、そこに何か補助的な考え、できるかなんかお聞きしたいと思います。

#### ○建設課長（白濱博己君）

議員さんの御質問の中で、そのタンクということで、各家庭の雨水等を各家の中での貯水ということで、日ごろから、例えば、水が降ったりとか、そういった利用をするというふうなことであろうかと思えます。

この件につきまして、私、建設課サイドで、この議員さんの提案につきましては勉強不足です。恐れ入ります。今後、建設課として、また、ほかの課のほうも影響するかとは思いますが、恐らく、今後、検討してまいりたいということで考えております。

答弁になりませんが、済みません、よろしくお願いします。

#### ○2番（寺崎太彦君）

上峰町も、結構いろいろ道路の冠水しているとか聞きます。実際、先ほど、一番最初に課長さんが下津毛三上線のところの管がちょっと小さいかなとか言われていましたけど、なかなか結構難しいと思いますが、やっぱり水が流れにくいけんが、下のほうに、下流のほうにどんと流すともやっぱり、下も冠水しているからですね。なかなか簡単に何か水路を大きくして下にどんというわけにはなかなか厳しいかなと思います。大規模開発とかの住宅地では調整池ですか、一時的にためる、そういうお考えはあるんでしょうか。

#### ○建設課長（白濱博己君）

開発関係でいいますと、一般に業者さんのほうが、企業のほうが町のほうに大規模開発、開発等をする分につきましては、規模によって調整池ということで義務づけられております。その中で、一旦水をためて、随時放流するというふうな制度かと思えます。

今、議員御指摘の地区につきまして、今、調整池みたいなやつを考えているかといいますと、今現在はありません。先ほど私が申しましたように、あの地区は外記のため池からあふれ出た余水吐きから南のほうにずっと水路がございますけれども、その水路の幅関係、それともしくは、突き当たって江越館長さんですかね、あそこから曲がっております。そこで、一旦もっております。旧橋本店のところの道路を横断するところももっております。それを

ずっと流れていって、ちょうど三樹病院さんのところですか、あそこでももっているということで、もっていることが果たしていいかどうかはわかりません。ただ、昨今、豪雨によって、その能力を超えた雨が降っていてもちきらないということで、その水路をわたって、その水田を通して、今の町道のところにたまっておると。そのたまった水、どこに行くかといえますと、先ほど言いましたように、原さん、田中さんところの水路にももっていると。ただ、ある程度の排水につきましては、下流には流さなければ対策としては講じられませんので、今後そういった排水路の整備なりということを考えていかなければならないと、私自身そう思っております。

今後につきましては、そういう補助事業を模索しながら、担当課とも協議しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

## ○2番（寺崎太彦君）

近年の雨を見ていると、局地的に何かこう大雨がざっと降って、しばらくするとぴたっとやむような、この中学校体育館の東側も結構つかっているなどと思って、いつとき見よったら、いつときすると、雨がやんだらすっと引くような感じですね。

だから、中学校の体育館の道路を挟んで北側にちょっと整備されていない駐車場があつですね。あそこは何か調整池みたいな感じで、ちょっとできるかわからないんですけど、何かあそこをふだん雨が降っていないときは駐車場として使って、大雨時はもうちょっと車をのけて、あそこに調整池みたいな利用はできないかなと。やはり下流のほうも結構何かいろいろ、消防団の一部の格納庫がつかないように、なかなか厳しいので、できればどこかで何かちょっと上流のほうでも一時的に水をためたらいいのかなと思いますけど、もう一度お願いいたします。

## ○町長（武廣勇平君）

御提案ありがとうございます。

私が少し聞き間違いか、駐車場として利用しているところを調整池にして、駐車場としても利用するということはなかなか難しいと思いますので、この雨に対してどう考えるかというところだと思いますけれども、議員おっしゃるように、集中豪雨等で大変な予想もできない雨が一限定的時間に降る傾向がございます。こうしたときに、担当課のほうでしっかり水位の流量計算をし、まず、一義的には町で、町の予算を使いながら、さっき言われた排水等の改善を行っていく。その後、先ほど、それでも吐き切れない場合等があった場合には、御家庭の負担が出てしまいますけれども、雨水タンク補助というような、さまざまな事業の展開が考えられるというふうに私自身は考えます。

加えて、先ほど言われました調整池については、現在、体育館北側駐車場として利活用させていただいておりますので、これをどのように考えるかということも含めて、教育委員

会と相談しなければ、とてもこの場で答弁できるような内容ではございませんし、議員が御提案いただいている内容も少しまだ私が理解ができていないところもございますので、御提案として受けとめさせていただき、今後、検討させていただければというふうに思います。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

町の防災計画にも、見たら河川の改修や排水機の設置とか書いてありますけど、なかなか排水機の設置もお金がかかるということで、ちょっと先ほど私が説明が下手だったのかなんか、駐車場を調整池、具体的に言うと、今、イオン上峰の立体駐車場の1階ですかね。ふだん駐車場として使っているところ、あそこはちょっと大雨とかやったらもう閉鎖して、そこが何か調整池として使われているんです。だから、あんな感じで、ふだんはもう駐車場として使って、大雨のとき閉鎖して、そこに雨をためて、そして、水が引いたら、その調整池にためてある水を抜いて、もう1回駐車場として使ったらどうかなと思ってちょっと聞いてみましたけど。

**○町長（武廣勇平君）**

大変ありがとうございます。2度も御提案をさせてしまいまして申しわけございません。

体育館北側については、浸透式の駐車場を整備すべしという御提案かと思います。

これまであの地については、舗装もされておらず、利用者の方々からすれば、舗装をしていただきたいという声も聞いたことがございます。教育委員会と協議をして、検討をしていきたいというふうに思っておりますが、まず、一義的には排水等の改修が先であろうと、町のほうで、担当課のほうで検討されておりますので、その旨、方向性が見えたら御報告申し上げていきたいと思っております。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。中学校体育館東側側溝の安全対策はということで、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（原楨義幸君）**

皆さんこんにちは。質問事項1、防災、安全対策についての質問要旨2項目めの、中学校体育館東側側溝の安全対策はとの寺崎議員の御質問にお答えをいたします。

中学校体育館東側側溝につきましては、三養基西部土地改良区の農業用水路となっております。現在、外記のため池から自然圧送によるパイプラインより農業用水を供給されております。通常ですと、この側溝は利用されておりませんが、パイプラインが故障などをしたとき、非常時のときに、この側溝、農業用水路を利用できるように地元が管理されております。

議員お尋ねの側溝の安全対策はとのことでありますが、さきにありました体育館東側の道路が冠水しますと、道路、用水路、田んぼの境がわからなくなり、危険性を感じております。

対策といたしましては、道路が冠水しないことが一番よいことではありますが、道路等が冠水したときに、道路と側溝、農業用水との境目の印ということでありますと、農地・水多面的機能支払い制度の活動の中で、簡易的に目印棒などの設置をお願いしたいと思います。

また、本格的な安全対策が必要であるということでありましたら、道路管理者のほうで必要な安全対策を施していただくことになると思います。

以上で答弁を終わります。

#### ○建設課長（白濱博己君）

ここの側溝につきましては、先ほど産業課長のほうから土地改良区の持ち物の水路ということでお聞きいたしました。

そこにつきましては、町道の横に側溝ということで、その水路は用水路として整備されておりますが、先ほどのパイプラインのことで、ふだんは使っておられないというふうな状況下であると思います。

土地改良のほうに確認をさせていただいたんですけれども、管理につきましては土地改良さんということだと思いますけれども、あそこら辺の危険箇所といいますと、考えられる点は、あそこの清掃もそうですけど、例えば、ふたをかぶせて安全対策ということも考えられますけれども、そこら辺につきましては町のほうでやってくださいということであるかと思えます。

今後につきましては、そういうことも含めまして、道路管理者である建設課のほうでふたなり、また、当面の課題といたしましては、土地改良さんと協議しながら、例えば、ポール、目に見える形でのポールなり、反射板つきデリネーター等の設置も含めて、今、安全施設につきましては計画的にやっておりますが、そこら辺を見据えたところで実施を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○2番（寺崎太彦君）

非常に前向きに答えていただきまして、ハード面の対策とかソフト面の対策とかをちょっと聞きましたけど、今、ちょっと関連になるかもしれませんが、町でつくってあるハザードマップですか、あれが町のホームページに載っていないので、できたら、そんな簡単にできるとは思いますけど、それを何かホームページ上で見られるようにしたほうが、実際のう、夜、いろいろ調べていて、1回、多分もらっていると思うんですけど、防災マップがどうなっているかなと思ってホームページを見よったら、上峰町はちょっとそこの掲示がなくなっていることでしたので、やはり紙やったら、ついついどっかに行ってしまうからですね。スマートフォンでもホームページは見られるので、そこで防災マップなどを見られたらいいかなと思います。

そして、やはりソフト対策事業やハード対策事業、こんなのをきっかけに水害の防災意識

を向上して、水害などを知って、日ごろから住民の防災意識を高める政策をしていく。また、一人一人の自助や地域の公助の意識を高めて、町全体で防災力を向上していくことが大切かなと思いますけど。

以上で。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな2番目、医療支援についてということで、その中の1点目、町内の難病認定についてということで、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

こんにちは。私のほうから、ただいまの寺崎議員の医療支援についての1番目の項目、町内の難病認定についての質問に答弁させていただきます。

まず、難病の定義といたしましては、「原因不明、治療方法未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされております。

現在、国が決めております特定疾患治療研究事業の対象事業としましては、56疾患あります。この疾患ごとに認定基準がありまして、主治医の診断書に基づきまして、保健福祉事務所が申請窓口で県のほうに申請をされ、審査、それから、認定されると。認定されましたら、特定疾患医療受給者証というのが交付されます。本町、上峰町においては、パーキンソン病関連疾患や潰瘍性大腸炎等の認定を受けておられる方が57名いらっしゃいます。

なお、鳥栖地区1市3町での平成25年度の特定疾患治療研究事業認定患者数としましては、893名でございます。

以上で答弁を終わります。

**○2番（寺崎太彦君）**

先ほど岡健康福祉課長から答えていただきましたけど、新聞報道なんですけど、難病で医療助成を受けている人が県内で約5,300人、2011年度末と言われております。症状の程度によって助成を受けていない人も多数いると考えられており、また、難病の指定を受けていない難病の種類も400種類や、何かまた別のところで調べたら1,000種類、結構数がちょっとばらばらなんですけど、かなり数がいらっしゃると思います、経済的に、それとまた精神的にですか、健康な人もですね、難病じゃないですけど、何かちょっと体の具合が悪くなったりすると、自然と悪いほう、悪いほうに何か考えていく。やっぱり精神的にいろいろ困っておられる方もおられると思いますので、次の町の助成の項に進んでもらってよろしいですか。済みません。

**○議長（中山五雄君）**

もう1番はいいですね。（「1番はいいです」と呼ぶ者あり）

そしたら、2番目へ行きます。難病者に対する支援策はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

それでは、2番目の項目の難病に対する支援策はということの質問に答弁させていただきます。

現在、この難病対策につきましては、県が事業の主体となりまして、医療費助成事業や難病医療の拠点病院、あるいは協力医療機関の指定を行っております。

町では、在宅で生活されている難病の方やその家族の相談窓口、必要な手続、サービスに関する情報提供などを各関係医療機関との連携を行いながらやっております。

また、平成25年度より、この難病患者等居宅生活支援事業の難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所、ショートステイ事業と難病患者等日常生活用具給付事業が障害者総合支援法による障害福祉サービスのほうに変わりました、この難病患者の自立と社会参加の促進を図っております。

現在、本町では、このサービスを、この難病患者の方については利用された方はまだいらっしゃいません。

ただ、しかしながら、この難病患者であり、障害者手帳を取得されまして、その取得をされた方が障害者の福祉サービスを受けておられる方はいらっしゃいます。

以上で答弁を終わります。

#### ○2番（寺崎太彦君）

原因や治療法がまだにはっきりしていないのが実情のようですけれども、何らかの治療が必要だと思います。ですので、いろいろな医療機関を通じて、医療機関の選定や難病認定の方法などの支援が必要だと思います。

問題は、その認定に至らないけれども、その病気によって不自由な生活の人がいたら、医療機関の証明は必要だと思いますけれども、何かしらの手助け、例えば、一部医療費の助成とか、通院時のタクシー券の支給とか、そういったことはできないのでしょうか。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、病院の指定なんですけれども、先ほど答弁のほうに申し上げましたとおり、県のほうで病院の指定が行われます。まず、拠点病院というのが佐賀大学の医学部の附属病院であります。それから、基幹病院が5つあります。それから、協力医療機関ということで、県内に110あります。これが、全て県のほうでの指定ということになり、本町でいきますと、本町の協力医療機関としましては、三樹病院さんのほうが協力医療機関のほうになっておられます。

その助成金のことなんですけれども、この助成金につきましては、先ほど申しましたとお

り、県のほうがその助成金の支払いをやっておりまして、これはその方の収入に応じまして一月の限度額というのが決まっております。入院、通院で限度額が決まっております、その部分で、県のほうからその助成金が支給されるということになっております。

また、そのほかの制度としましては、パーキングパーミットというのがありますけれども、パーキングパーミットのほうを希望されますと、そのパーキングパーミットの証を発行することはできます。

先ほどのタクシー助成金というのは、現在のところ、その項目的には若干入っておりませんが、今後、検討ということには値するかと思います。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

新聞報道なんですけど、助成難病が今、55ですかね、特定疾患が45と小児慢性特定疾患10で55ですか。それが来年度、助成難病が300超に拡大と新聞報道にあります。しかしながら、医療費が所得に応じて一定の自己負担を求めるよう給付水準を見直すといわれています。

先ほどから言っておりますけど、難病で苦しんでおられる方は、経済的な問題だけではなくて、介護などを必要にする方もおられて、そんな方は家庭にもかなりの負担がかかり、精神的、金銭面的に負担が多い病気と私は理解しております。

先ほども申しましたように、福祉的な医療制度と経済的支援ですか、それをぜひとも充実してほしいと思いますけど、もう一度よろしく願いたいと思います。

## ○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの質問の中の今後のことについてなんですけれども、確かに今後、今現在、56疾患がありますけれども、これが今後、ふやすということで、そのほかの方についての、そのほかの病気についても、そういうふうな方が多数いらっしゃるんじゃないかと。この56疾患だけじゃないんじゃないかというような、国のほうで、これは国のほうで決まりをしまして、今後ふやすというような方向で、広く薄く支援をしていくということで、その助成のほうも、例えば、患者数が人口の0.1%以下とか診断基準が確立しているというような疾患については、基準を満たさないということがありましたら助成がないというようなこともあるかもしれませんが、そういうふうで広く薄く支援する制度というような方向に変わっていくみたいです。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

先ほどは失礼しました。特定疾患56種類、55と言いましたけど56の誤りでした。

先ほども岡課長が申された助成難病を拡大して、助成は薄く広く、上峰町の場合は、国保ですね、今のところ赤字じゃないので、できれば中学生まで医療費助成はされたので、もう今から必ず——必ずじゃないんですけど、やっぱり多かれ少なかれ、皆さん病気と必ずつき

合っていかなければいけないと思います。なので、町内のみんなが健やかに暮らしていけるような医療体制をつくっていただければと思います。お願いします。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

国保の運営につきましては、現在、国保自身は赤字にはなっておりませんが、今後、ますますそういうふうな高度医療という部分で、医療費が増大していくというのは明らかであると思います。その中で運営をしていかななくてはならないというのは、今、集団健診を実施しておりますけれども、現在、前年度から比べますと、そんなに伸びてはおりませんので、もう一回だけ集団健診を計画しておるんですけども、この集団健診で早期発見、早期治療というのが一番の抑制の道になるかなと思っております。ですので、これをより多くの方に受診していただけるように啓蒙啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、ジェネリック医薬品、この分につきましても、できるだけ多くの方がジェネリック医薬品の利用をしていただくと、その医薬品の部分につきましても、大分医療費、その医薬品の薬品代というのが抑えられますので、そちらのほうも、啓蒙、啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな3番、教育環境整備についてということで、その中の1点目、小・中学校でのベルマーク、インクカートリッジの回収はということで、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

寺崎議員からの小・中学校でのベルマーク、インクカートリッジの回収はという御質問でございます。

ベルマークにつきましては、小・中学校ともPTAの福祉委員会のほうで集められております。集められて学校内備品等を購入されております。

また、小学校においては、インクカートリッジの回収も同時に行っております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

小学校、中学校でベルマーク運動がされているということなんですけど、例えば、どういったものをベルマークによって購入されているのでしょうか。中身がわかれば教えてください。

**○教育課長（小野清人君）**

ベルマークにつきましては、御存じのとおり、1点当たり1円というベルマーク預金をしていながら、その購入するということになっております。

私、調べましたところ、中学校は、平成23年度にテントを1張り、それと、24年度が購入がなく、25年度に電波時計を1台購入しております。

小学校では、平成24年度に一輪車を20台、それと、そこで使いましたからわかりませんが、25年度は購入なし。ことしもたまっていけば、何かしら品物を買いたいというふうに考えております。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

ベルマーク運動は、生涯学習施設の教育整備の助成と交通などの面でハンデのある僻地の学校や特別支援学校、病院内学級や被災校、発展途上国の教育に対する援助を組み合わせられている運動なんです。これで、ベルマーク収集で、環境や貧困を初めとする世界的な課題や地域再生など、学ぶ機会を提供するという目的もあって、そして、2006年から、大学や公民館と生涯学習施設なども参加も可能になったんですけど、小・中学校以外、公民館や学習施設等のベルマークへの参加はありますか。予定はありますか。

## ○議長（中山五雄君）

ちょっと寺崎議員にお尋ねです。今、2番まで進んだようですけども、一緒にいいですか。（「いや、これは2番で、回収……」と呼ぶ者あり）また別でいきますか。（「ベルマークのことで」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

## ○生涯学習課長（吉田 淳君）

寺崎議員の公民館、生涯学習施設での取り組みということにお答えをいたします。

現在のところ、ベルマークの活動については行っておりません。

また、今のところ、計画もしておりませんでした。

以上です。

## ○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。2点目、エコキャップ、インクカートリッジ、ベルマークを公共施設での回収についてということで、執行部の答弁を求めます。

## ○住民課長（江頭欣宏君）

寺崎議員の3、教育環境整備について、エコキャップ、インクカートリッジ、ベルマークを公共施設での回収についてということで、回答いたします。

公共施設での回収については、現在、エコキャップが社会体育施設管理人室の自動販売機横に実施されております。また、おたっしや館の喫煙箇所の自動販売機横に設置されております。

次に、インクカートリッジとベルマークについては、先ほど吉田課長が申されたとおりでございます。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

エコキャップ、インクカートリッジ、ベルマーク、この中で、ベルマークは仕分けをするのが大変とか、エコキャップは何か率が悪いとか、ちょっと調べてみたら出てきたんですけど、インクカートリッジは集めたら会社が回収に来てくれて、そして、ベルマークに換算——換算というか、できる。だから、ほとんど手間がかからないので、今のところ、皆さん家庭でプリンターのインクカートリッジは、ほとんど電器店で回収したりとか可燃ごみで出してあると思います。それを町内の施設なんかで回収したら、かなり効率的に回収ができるのではないかなと思いますけど、そこら辺はどうなのでしょう。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

まず、エコキャップについてですが、今後、庁舎及び町民センターの自動販売機付近のスペースを利用して、回収ボックスを設置できるか研究をしていきたいと考えております。

続きまして、インクカートリッジの回収については、廃棄物減量や資源循環型社会形成の貢献のため、リサイクル可能な資源である使用済みインクカートリッジの回収を促進しているプリンターメーカー6社が連携して活動しているインクカートリッジ里帰りプロジェクト事業があります。これは、今、県内で佐賀市さんがされておりまして、先日、見てきました。そうすると、やはり設置場所の問題や回収に伴う運営面を含めていろいろと研究していかなければなりませんので、少し時間をかけてほしいと思います。

次に、ベルマークについては、議員さん言われたように、全ての子供たちにひとしく豊かな環境の中で教育を受けさせたいということで、PTAなどのボランティアで生み出した資金、ベルマーク預金で学校の設備や教材をそろえる活動でありますので、やはり現在されておるPTA活動として展開させていくべきであるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

上峰町の学校施設整備がもう行き届いているというなら、こんな集めることも要らないかと思えますけど、やはりそういうことはないと思います。捨てれば、ただのごみ、元手がほとんどかからないので、さっき課長が言われたとおり、環境意識やリサイクル意識を高めるために、できればそんな、ちょっと手間はかかりますけれども、されたらいいかなと思えますけど、もう一回答弁よろしくお願いたします。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

まず、ベルマークの件ですけれども、やはりPTA活動で、今、一生懸命頑張っておられますので、そのところは御理解をお願いたします。

続きまして、インクカートリッジにつきましては、インクカートリッジ里帰りプロジェクト事業がありますので、これについては少し研究をしながら、佐賀市さんの実例を見ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで2番寺崎太彦君の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時20分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく1点目でございます。目達原駐屯地航空隊移駐についてということでございます。

佐賀空港にオスプレイを配備し、陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ約50機を移駐させる、そういった計画があるという報道がなされています。それを受けまして、一般的に県内の反応ではないですけど、オスプレイ配備計画に対してのそういった話が多いんじゃないかなと思っておりますが、ここ上峰町は目達原駐屯地に隣接をしており、長年にわたり駐屯地とともに歩んできた、そういった町でありますので、私自身そういったことを考えますと、どちらかというと、この陸上自衛隊ヘリの移駐ということに注意が行ってしまいます。

そういったことで、①上峰町に対する影響はどのようなことが予想されるか、②予想されるその影響に対して対応策はあるか、③移駐で生じるデメリットに対して、お隣、吉野ヶ里町との連携はということで質問を出させていただきます。

これに関しては、私自身、新聞等の報道でしか情報を得ることができませんので、なかなか質問するのも難しいなというふうに思っておりますが、ただ、行政としては、詳しい状況がわからない中でもそういった起こり得るさまざまな状況を想定して準備しておくということも必要ではないかというふうに考えておりますので、この3点につきまして御回答をよ

ろしくお願いいたします。

大きく2点目でございます。子育て支援についてということで、1点目、放課後児童クラブの夏休みの申し込み手続きについてお尋ねをいたします。

2番目、②でございます。これは直接的な子育ての支援ということではないかも知れませんが、子育て世代、働く世代の皆さんへの支援として、庁舎前で資源物の回収をできないかということで質問をさせていただきます。

この庁舎前の資源物回収に関しましては、以前も何度か質問をさせていただきましたが、今回は再開ということではなく、新たに支援としてできないかということで質問をさせていただいております。

大きく3点目。副町長が就任されて1年が過ぎました。この1年間は副町長が不在だったところに比べるとどのような効果があったのか、この効果という表現がちょっと適切かどうか分かりませんが、副町長がいない間はいろんな意味で町長自身お忙しくされていたと思いますが、副町長ができたことによっていろいろと、いろんな意味で幅が広がった部分もあるかというふうに思いますので、その辺お尋ねをいたします。

また2番目に、副町長におかれましては、1年を経過されて、いろんな上峰町、さまざまな部分を見てこられたと思います。今後の上峰町の課題としてどのようなものがあると思われるかをお尋ねしたいと思います。

以上、大きく3点、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、大きな第1点目、目達原駐屯地航空隊移駐についてということで、その中の1点目、上峰町に対する影響はどのようなことが予想されるか、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

1番原田希議員の目達原駐屯地航空隊移駐について。①の上峰町に対する影響はどのようなことが予想されるかというお尋ねにお答えを申し上げます。

まず、平成26年7月に急遽、防衛省から佐賀空港へ陸上自衛隊のオスプレイと報道されていますが、防衛省としましてはMV-22オスプレイではなくティルト・ローター機という表現をされておりますけれども、配備することと、目達原駐屯地に配備されているヘリ部隊約50機、これ定数ですけれども、同空港へ移設する計画が発表なされました。陸上自衛隊の垂直離発着輸送機の佐賀空港配備計画について実務者レベルで県の初会合が28日になされまして、県側は、他県で自衛隊で共用する国・県管理の空港の事例を質問されたということで聞いております。

大きくオスプレイの配備と米軍の訓練移転等加えて、この目達原のヘリ約50機についての移駐ということで提案がなされていると聞いております。その後、7月22日に私どもも防衛省のほうから説明に参られました。

現時点でお尋ねに対する答えとして申し上げられること、正直申し上げてわからないというのが現状でございます。

ティルト・ローター機17機に市街地が、市街化が進む目達原駐屯地に所在するヘリコプター50機を加えた合計約70機を空港に配備する計画ということと、航空機の種類としては、観測ヘリコプターOH-1、観測ヘリコプターOH-6、多用途ヘリコプターUH-1、多用途ヘリコプターUH-60、対戦車ヘリコプターH-1、戦闘ヘリコプターH-64の移設の計画がなされているということで、県議会、市議会でも説明をされておりますが、ティルト・ローター機の配備についても、オートローテーション機能がないことは、航空法違反にならないかだとか、離着陸回数など防衛機密にかかわらないレベルでの運用の計画もないままで、今月1日の佐賀県や佐賀市との防衛省の説明会においても新情報がなく、運用計画が見えないままで判断できかねると、県、市でもそういう意見が出ているようでございます。

私どものヘリ移駐、最大の関心事でありますけれども、これについても、二転三転、正直申し上げてしているところがございます、あんまりはかばかしい回答ができなくて恐縮なんですけれども、この間に防衛局ともやりとりをさせていただきました。

御懸念の環境整備法3条から9条に関する財政的などころの回答も求めておりますけれども、なかなかそうしたはかばかしい回答が出てきません、わからないだとか、防衛省本省に伝えるということで、恐らく話は伝わっているんだと思いますけれども、今日までのところ、多くの回答が一番最初にお知らせに来られた後にふえているかといいますと、ございません。

いろんなところへの説明があったりだとか、防衛省内部での体制、また、その組織自体がしっかりまだできていない状況にあるかもしれないというふうに推察はされるんですけれども、私どもも議会において答弁をしなければいけない立場で、再度、9月2日だっと思っておりますけれども、防衛省のほうにこちらから呼びかけて説明を求めたところでございますが、以前、議員の皆様も私と上京して御懸念を示していただきました環境整備法についてのさまざまな支援措置について、正式な防衛省の回答としては、現在のところわからないということで、1度目に説明を受けたときとまた少し変わっている状況でございます。

私の認識としましては、これまで目達原の基地機能というのは拡充がなされるというふうに理解をしておったところに、こうした報道で寝耳に水であったわけでありましてけれども、西方に北朝鮮正面、中国正面、こうした2正面に向き合うために、防衛全体のあり方を防衛省が5方面に今展開を日本全国でしておられますけれども、陸上総隊ということで、方面部を統廃合していくという流れで防衛大綱中期防等にも記されていると聞いておりますけれども、その意味で、西方にしっかり自衛隊の配備をされていく流れにあることはこれまでと変わらないと言われている以上、目達原の基地機能が、新たな基地機能が加わるのかどうか、その点について尋ねをし、それについて回答としてはわからないといったところでござい

した。

ヘリ移駐というこの事柄のみについて言及をしてもいいのかもしれませんが、ヘリ移駐に伴う新たな基地機能等で私どもが想定する範囲を超えることも可能性としてありますし、現に区長会等でオスプレイの離発着がなされるのではなかろうかというお声があったことも事実であります。こうしたことに明確に答えられるのは防衛省本省のみだというふうに思っておりますので、そこでしっかり運用等の計画もしっかり示された後に、私どもも皆様方に逐一説明をしていきたいというようなことで考えているところでございます。

以上です。

#### ○1番（原田 希君）

わからないということでございました。そう言われると、この後どうしようかなというふうに思うんですが、まず、7月22日に町長に対して説明があったということでございました。この一番最初の説明というのは、どういった内容で、どういう場所で、どういった方が参加をされたのか、お尋ねをいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

原田議員の御質疑にお答えを申し上げます。

一番最初といたしますか、7月22日に本町に訪れていただいた際には、九州防衛局長と九州防衛局企画部の地方調整課課長補佐、企画部長、地方調整課の担当職員が来られました。その内容は、県にお示しされた内容そのままございまして、陸上自衛隊ティルト・ローター機等の佐賀空港への配備ということで、大きく陸上自衛隊のティルト・ローター機の配備、そしてまた、今うわさされておりますMV-22オスプレイについての回転翼機、陸上自衛隊が保有しているCH-47との違いやら、また、ティルト・ローター機がなぜ必要なのか、加えて、なぜ佐賀空港に配備したいかというところであったり、空港に配備する部隊の規模、先ほど申しましたティルト・ローター機17機に加え、ヘリコプター約50機を加えた合計約70機を考えているということであったわけです。加えて、MV-22オスプレイについて安全な航空機かどうかの資料をいただいております。今、報道されているように、オスプレイについての住民の皆さんの関心が高いわけでありますので、主にそうした面について説明をされたと記憶をしております。

#### ○1番（原田 希君）

それからまた、9月2日に呼びかけをしたけれども、現在のところ、わからないという回答があったということでございました。

私自身、ヘリ隊が移駐するかもという話を聞いたときに、ぱっと浮かぶというか、思うことは、やっぱりそこに従事される隊員さんが、吉野ヶ里町とか、いろんなところに住んであると思うんですけど、上峰町にもかなりの方が住んでおられると思うんですけど、そういった方が例えば佐賀空港のほうへ引っ越しされる、そうすると人口も減ってくるし、住民税な

どの税金も減収になるんじゃないかならうかということを考えると、平成33年までに上峰町の人口1万人を目標に今頑張っておりますが、その達成も難しくなるんじゃないか、また、その税収が減ることによっていろんな事業も縮小せざるを得なくなるんじゃないか、また、防衛関係の交付金はどうなるんだということを、いろいろと一人考えてしまうわけですが、町としては、そういった九州防衛局等からの説明で、今現在、全くわからない状況だという説明を受けて、私がぱっと思いついたようなことに対する危機感とか、それに対する対処を考えると、そういった動きは、そしたら、今のところは何も考えられないという認識でよろしいでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

原田議員のお尋ねにお答えします。

町といたしましては、こうした報道を受けて、一応影響があることについての影響対策調査をしております。主に御懸念の環境整備法に基づく助成、補助、交付等に絞られることになるとは思いますけれども、そうした懸念についても、実際、防衛省のほうにぶつけてはいますけれども、明確な反応がないということです。わからないと言われておりまして、大変、繰り返し申し上げますが、回答としてはかばかしいものではありませんけれども、基本的には、私どもがせいっているわけではございませんで、いつまでに答えをいただかなければ困るというようなことではございませんで、正直議会でわかりません、知りませんということも大変変だなというふうに思っておりますので、いろいろ状況等を連絡しておりますけれども、先日の2日に来られた際には、いまだその運用面、この佐賀空港に計画されたことに派生するいろんな措置、また、計画等を示されているわけではございませんで、明確な回答ができないということで、大変、快い状況ではないといえますか、もう少し計画をしっかりとつくっていただければと、早急につくっていただければというふうに思っているところでございます。

私としましては、東部防衛協会だけでなく、上峰町防衛協会の立場で自衛隊の正しい理解をしながら、皆様にそれを伝えていく役割であるというふうに思っておりますし、安全保障は国の任務であります。防衛は最大の福祉という言葉もありますけれども、そうした安全保障を進められる上では協力はしていかなければいけないという気持ちは持っているものの、さまざまな派生的に生じる、副次的に生じる影響についての回答がないままでは、回答に窮するというふうに考えているところでございまして、大変芳しい回答だと言えるかどうかわかりませんが、今はそういう状態でございます。

**○1番（原田 希君）**

もうこれは、ちょっと武廣町長はわかるかどうかわかりませんが、そういったところで、現在は正直わからないということと言われていたということは、国のほうもそこまで詳しい計画を今のところ持っていないということで、そのまま理解していいものなのか、まだちょっといろんな機密上、そういった理由で言えないということなのか、もしわかれば、

そこら辺、説明を聞いた感覚でもよろしいですので、わかれば教えていただきたいのと、今後、今のところ2回ほど説明を受けて、現在のところわからないということでずっと言われているので、議会でもそういった答弁しかできないということでございますが、今後まだまだ何回となくそういった説明を求めていくつもりがあるのかどうか、また、目達原駐屯地につきましては、吉野ヶ里町と上峰町ということで挟んでおります。吉野ヶ里町と連携してそういった情報収集に当たる気持ちはあるかどうか、現在もしそういった行動をされているのであれば、その辺も教えていただきたいと思えます。

○議長（中山五雄君）

ちょっと原田議員、今3番まで進んで、今1番でしょう。

○1番（原田 希君）

済みません、全部まとめてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

1から3までまとめていいですね。

○1番（原田 希君）

はい、よろしいですか。

○議長（中山五雄君）

はい、わかりました。

そういうことで、執行部、答弁のほどをよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、お尋ねの1点目でございますが、私の印象としましては、先ほど申し上げましたように、防衛機密のレベルでない運用等の計画も実際ないということで、広く報道されて、市、県でも判断できかねる状況になっているということではありますが、私自身も同じような印象を持っております。一つ一つのやりとりの中でも、やはり言葉をはっきり申し上げられる段階にないということで、持ち帰っておられるような状況が目につきますので、組織としてもまだしっかりとした方向性、運用計画がつくられているものではないんじゃないかなんかという印象を持っております。ただし、これは私どもが申し上げていることでなく、国の安全保障でありますから、国は国なりのスケジュール観を持って考えられての今回の動きであるというふうに考えるべきだと思っております、いつの時点で、どのように回答が出るかについては、国のスケジュール観は国のほうで決められていることで、私自身が把握するすべもございません。

また、最後に言われました移駐で生じるデメリットに対し、吉野ヶ里町との連携ということで3項にも書かれている内容で、吉野ヶ里町と連携ができているかというお尋ねだろうと思えますが、基本的に、一番最初に7月22日に防衛省から来庁があった際も吉野ヶ里町長に私から連絡を差し上げまして、連携をしていくことを確認しておりますし、吉野ヶ里町の町

長の認識も私と同じような認識で、足並みをそろえて行動していくことで確認をとっているところでございます。

お尋ねの点は3つ、以上でしたかね。以上でございます。

**○1番（原田 希君）**

吉野ヶ里町さんとも連携をとられているということでございました。今後またそういった詳しい内容等がわかれば、ぜひ議会のほうにも素早くタイムリーに報告をしていただきたいというふうに思うのと、そういった説明に来られた場合とか、町長のほうからこの日に来られるよということで、例えば議員も同席してそういった協議、話を聞くということが出来るものなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

議会が意見について調査をされるということであれば、議会での話でございますので、行政としてお願いするような内容でもないと思いますが、一般的には、佐賀市も県議会も議会のほうから説明を求められております。しかし、この空港の利用、オスプレイ、また米軍ヘリ移設の問題を、現在、説明をされているレベルの話とヘリの移設については、多少、防衛省としても考え方が違うところもあるやもしれませんが、今5者に恐らく説明をして防衛省は回っておられるというふうに認識しているところです。私どもは引き続き防衛省について、この影響についてと計画について動きがあった場合には連絡をしていただくように説明を求めていきたいというふうに思っております。

**○1番（原田 希君）**

この件に関しましては、ちょっと今のところ何とも言いがたい感じでございます。

また、同僚議員からも関連するような内容が質問で出ていますので、今後ちょっと私自身もこのヘリの移設については注視していきたいなというふうに思いながら、ちょっとこの大きな1番はこれで終わらせていただきます。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。大きな2番目、子育て支援について、その中の1点目、放課後児童クラブの申し込み手続についてということで、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

原田議員からの放課後児童クラブの夏休みの手続についてということで御質問がっております。

夏休み期間中の学童クラブの申し込みにつきましては、6月6日に全学年に向けて募集をかけております。締め切りを6月27日としておりました。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

募集の期間をお知らせいただきました。この申し込み手続について、ちょっと話を聞いた

んですけど、基本的に、夏休みのことで話を聞いたんですけど、申し込みをする際に、申し込み用紙と一緒にお金も一緒に窓口を持って行って申し込みをするというやり方になっているようでございます。その申し込みの、何というのですか、定員ですね、定員を超えた場合は、教育委員会のほうで抽せんじゃないですけど、基本的には低学年を優先にということだったと思いますが、超えた場合は抽せんを選ぶ——選ぶというか、されるような内容で書かれていたということですが、仕事の都合でどうしてもこの日にしか申し込みに行けなかったという方が最終日にお金と一緒に申し込み用紙を持っていったら、もう子供、預かる人数はいっぱいだから、お金は受け取れませんということで受け取ってもらえなかったという話がありました。先着順とか、最初からそういうのがあれば納得もされたんじゃないかなというふうに思うんですが、まずその申し込み方法というか、手続上おかしいんじゃないかというふうに私は思いますが、これいかがでしょうか。

#### ○教育課長（小野清人君）

原田議員からの締め切り関係についての御質問でございます。

学童保育はおおむね80人を定員としております。先ほども言いましたとおり、6月27日の午前中で80人を超過いたしました。今、議員が言われている方につきましては、午後にお申し込みに来られた方かと思えます。

とりあえず申請書は預かりましたが、80人という定員も超えておりましたので、待機ということで、そこで現金をいただきますと、また待機がかなわなかったというときにはお返しする手間がありますので、お金については預からなかったということにさせていただきました。

これはなぜ待機かといいますと、私ども80人定員で、現場には6名の学童の指導員がおります。私どもが八十四、五人だからどうだろうかと勝手にしますと、現場の指導員とも協議を重ねていかないと受け入れができるかどうかということがはっきりその場で申し上げられませんでした。ということで、申し込みの申請書は預かりましたが、現金については預からなかったということにさせていただきました。

原田議員からは定員オーバーすると抽せんということが言われましたが、抽せんとかはしておりません。私どもの募集についての中には、参加申し込み者多数の場合には放課後児童クラブ参加者、または低学年を優先させていただきますという1項はあるんですけど、抽せんはしておりません。今回、結果として、夏休みの参加者は88名でございました。実際、放課後の利用者は79名です。ですので、9名ほど放課後よりふえているということになります。私どもが79名でしたので、多くても八十四、五、そのくらいかなということで考えておりましたが、ちょっと読みが甘かったというところは否めない、反省点だと思っております。

以上です。

#### ○1番（原田 希君）

抽せんという決まりか、そういうふうには書いてなかったということで、基本的に放課後の参加者で低学年の方がそういう場合は優先されるというお話でした。

私が聞いたその方は、放課後の参加者で1年生の保護者の方でしたので、本当は優先されなければならないはずだったんですけど、そういった対応をとられたということで、結果的には、先ほど言われたとおり、待機とはならず、受け入れをしていただいたということでございました。

現在、放課後児童クラブは6年生まで対象を引き上げていただいているというふうに思うんですが、それだけでもこれまでよりも利用者の数というのは何人かふえているんじゃないかというふうに思います。

そして、特に、先ほども言われたように、夏休み利用が、これやっぱり丸一日になるんで利用が多くなるんじゃないかというふうに思うんですけど、放課後に比べて夏休みは特に希望者が多いようでございますので、これについては、今後の対応も考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思うんですが、この件について今後どういった対策をとられていくか、お尋ねをいたします。

#### ○教育課長（小野清人君）

放課後につきましては、現在のとおりに進めていきたいというふうに思っております。

夏休み、これから12月は冬休み、3月末が春休みというふうにございますが、その休みの留守家庭の児童の預かりにつきましては、今後、課内で検討しましたが、現金は預からない方向でいきたいと思っております。

申し込み申請書だけを預かりまして、そこでまず、定員をオーバーしたときはこちら側で検討をして、受け入れの決定通知書と同時に納付書を差し上げて、納付を確認したところでお預かりをするというふうなことで今後は進めていきたいと思っております。

また、放課後につきましても、6年生まで拡充をいたしました。実際のところ、6年生の受け入れ児童はゼロでございます。5年生に1人いらっしゃいます。

ことは小学校1年生の新入生が115名ございました。その関係でおおむね4割程度、41名ほどが我々の学童保育に参加をされております。

実際の話、先ほども申しましたとおりに79名になっておりますが、来年度の見込み数としても、来年も105名ほどの新入生を迎えるように今のところなっておりますので、3割程度、30人ほどの預かりになるのかなというふうに検討はしておりますが、1年生の方が2年生になってもこの数字が来るのかというのは、ちょっと今は判断しかねますが、そのまま来るとのことになると、80人は優に超えるかなというふうなことで考えております。

その辺につきましても、現在どうするのかということについては課内のほうで検討をいたしております。

以上です。

○1番（原田 希君）

80人は超える可能性があるということで、どうするか検討中ということでございました。

以前ですね、私が質問させていただいたときに、小学校の今使われていない給食センターの、給食センターというんですかね、跡を利用してそういった放課後児童クラブとしてつくられないかということで提案をさせていただいたんですが、それはやはり今も使えないということで思われているのでしょうか。それとも、そういったところも含めて検討されているのか、お尋ねをいたします。

○教育課長（小野清人君）

給食センターを学童保育の場所にとということで、以前も原田議員のほうから御提案がございました。

私どもも給食センターをどのように使っていくかということを検討しておりましたが、給食センターとしての形をもう一度復元するという点については、多くのお金が必要ということでございましたので、それについてはまだ決定は、それについては、とりあえず置くということで、学童の施設にどうだろうかということも私ども検討をいたしました。現在、給食をあの場所から搬入いたしております。一面仕切りがない部屋になっておりますので、給食を搬入する場所と学童保育の場所が仕切りがない場所ということではなりませんので、壁をつくる必要があります。それと、中に昔の給食をつくっていたころの備品等々もございまして、改修には数千万円の予算が必要だということでございますので、数千万円も使うのなら、新しくつくるか、プレハブとか、そういったことも検討できるんじゃないかということで、給食センターの改修につきましては断念をいたしております。

以上です。

○1番（原田 希君）

センターについては数千万円のお金がかかるので断念をしたということで、ただ、新しくつくるといっても、またこれはお金がかかると思います。新しくつくるかプレハブかということでございましたが、これはもう来年4月にはすぐ受け入れをしていかなければいけませんので、できるだけ早急に方向性を出していただいて、準備に取りかかる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

プレハブの場合は、あれなんですかね、すぐにぽんと置けるのかどうか、また、場所も、これは考えないといけないと思いますが、そこら辺の考えというのは、今現在、お持ちだったらお願いします。

○教育課長（小野清人君）

プレハブを設置するにしても、建築確認申請をする必要がございますので、町民センターとか、役場を建てるような複雑な確認申請は必要ではないというふうに業者のほうから聞いておりますが、少なからずとも確認申請は必要だということで、現在、業者の方にどの

くらの工程でできるものかは確認をしているところでございます。

また、場所につきましても、体育館の、今現在、体育館の2階のほうで学童を預かっておりますので、その付近でというふうなことで検討はしておりますが、まだ決定はしておりません。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

できるだけ早目早目に行動していただいて、年度初めにスムーズに受け入れができるように、よろしくお願いいたします。

この項については終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。2番目、子育て世代、働く世代への支援として、庁舎前で資源物回収はできないかということで執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

原田希議員の2、子育て支援、②子育て世代、働く世代への支援として、庁舎前で資源物回収ができないかについてお答えいたします。

ごみ処理関係については、町民全体の問題であり、一日とも欠かすことができないものがあります。平成22年9月に役場前での資源物回収を終了して、はや5年、各地区の区長様と分別推進委員様を中心に回収が定着しておりますので、新たに役場前での回収は考えておりません。

以上でございます。

**○1番（原田 希君）**

分別のやり方が定着したので新たに考えていないということで、以前も始まった経緯と終了した理由についてお答えをいただいております。最初にお話しさせていただいたように、回収分別の方法を周知させるという意味合いではなくて、働く世代、子育て世代の皆さんに対しての支援ということでできないかということでお尋ねをしております。

どういうことかといいますと、結局、朝時間がないとか、もう働き方も多様化して、夜中に仕事をして昼間に帰ってくるとか、そういった働き方をされてある方にとっては、地区の資源物回収、これは1カ月の間、地区によって違うと思いますが、大体2週間に1回ぐらいでされているんじゃないかと思います。そこに、結局、仕事の都合等で出しに行けなかった場合、これは以前もそういう方に対してはリサイクルプラザのほうへ行っていただくようお願いしていますということでお答えがあったと思いますが、そういった方に対する支援として、庁舎前でできないかということでお尋ねをしておりますので、もう一度御回答よろしく申し上げます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

御質問の子育て世代、働く世代の方については、特に転入者の方に対しては、御案内のとおり、ごみ資源物の分け方、出し方の、これでちゃんと御説明をして、あなた様はどここの地区ということで時間帯もきちっとお知らせして周知徹底をしております。

区長様方も協力してもらっておりまして、私のほうには、時間帯について5年たっておりますので、今後見直しを図っていく中で、各地区で行っておりますごみ資源物のコンテナの中にきちっと、若い世代の方も入れてもらうように組織を挙げて指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○1番（原田 希君）

指導をされても、仕事の時間帯でどうしてもその、例えば、お昼過ぎてから帰ってこれるとかいう場合は絶対出せないじゃないですか。どこの地区も、朝、多分回収をされていると思いますので、そういったいろんな働き方の多様化で、実際どうしてもそこに出しに行けないと、そうなると、もうリサイクルプラザのほうに車に乗せていってお金を払って処分しないといけないという方がやっぱりいらっしゃるわけなんですよね。そういう方に対してのそういうサービスというか、そういうことでできないかというふうに質問をさせていただいておりますので、そういう方に幾ら指導しても、ちょっとそれは難しいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○住民課長（江頭欣宏君）

やはり上峰町民全体で物事を考えてほしいと思うんですよね。やはりごみの資源物の出し方を見ますと、きちっと、例えば下津毛公民館、下津毛第1・第3金曜日、6時半から8時半までですよということで決めておるんですね。これはやはり守らなければならない問題だと思うんですね。だから、仮に働く人がそうであっても、じゃ、その方がほかの方に、横の方に協力してもらうとか、そういったことで、みんな協力し合っていくのが私はごみの減量化につながっていくと思いますので、その点はやはり御理解をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、担当課長が申し上げたことに加えて申し上げさせていただきます。

この庁舎前回収は、以前、緊急雇用基金を活用し、期限が、緊急雇用基金がなくなった場合はどうするかという問題も含めて議会からも質問があった経緯を思い出しました。

区長会からも各地域においては十分啓発活動も進んで、区長さんを中心に、環境美化推進委員さん中心に啓発をしているにもかかわらず、この坊所地区、特に役場前でこういうエリアをつくるとどうかというところで、産廃業者等の不法投棄等が出てきた経緯がございました。

議員おっしゃるように、子育て世代、働く世代の支援として、庁舎前で資源物回収をするということは、制度としては、子育て世代、働く世代を対象にした資源ごみ回収を展開せよということだと思いますけれども、なかなかそれも、ごみについて特別な扱いをするのも非常に難しいし、過去の経緯からすれば、不法投棄等が出てくることも予見できます。

その上で、今、課長が申し上げたわけですが、私も以前、この働く世代の方々の御提案を受けて、地域のごみ収集の時間を改めることができないかということで、その方の御意見を区長様にお伝えし、そういう意見を酌んでいただき、収集時間を早めていただいたりしたこともございます。こうした地域で啓発活動が進んで、今、実行していただいている中で、まず可能かどうか、議員に言われている住民の方々の御意見を地域の区長様にお伝えしてみて、それで難しかったらほかの提案も考えていかなければいけないと思っておりますが、まずは地区の区長さんとの協議をしていくことを優先させていただければというふうに思います。

#### ○1番（原田 希君）

基本的には、地区での時間帯を早めたりということは地区内での協議になると思いますが、町のほうからもそういった働きかけをしていただけるということはあるのかなというふうに思います。

もう1つ、ちょっと私が思っているのは、今現在、どうしても行けないという方はリサイクルプラザのほうへ搬入というか、個人的に持っていかれているわけですが、以前、広域の連携かなんか、広域の連携という質問の中で、リサイクルプラザが何年後だったですか、今度別の場所に移さないといけないとか、建てかえないといけないとか、そういった期限が来ると、何年後かもう期限が来るわけですが、順番的に次は鳥栖だというような話がたしかあったような気がします。数年後それが今度鳥栖のどこにできるかわかりませんが、鳥栖にできた場合、そういったところで、今、中原なんで近いからいいんですけど、今度また上峰から出せなかった分を鳥栖まで持っていく、これは大変な労力ではないかなというふうに思いますので、できれば、そういったことも考えて、子育て世代、働く世代の皆さんに対する支援ということで、今のところ、庁舎前でやる予定はないということですが、その辺も考えると、検討する価値はあるんじゃないかなと私は思いますし、それを希望されている方も実際いらっしゃるということで御理解を、今のところ、現段階ではそういった理解をしていただきたいというふうに思います。

最後、ちょっともう一度町長、この件に関してお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、議員おっしゃいましたように、西部環境施設組合のあり方、方向性を、今、協議をしております、これは鳥栖市と三養基郡との、みやき町のリサイクルプラザ、溶融施設の設立、次期候補地については申し合わせ事項として鳥栖市のほうで対応していただくというこ

とで話になっておりましたので、その覚書に基づき、現在、鳥栖市のほうで検討されておられます。候補地については7月末に一つの候補地を決められる予定でありましたが、現在、内部協議でまだちょっと明確に決まっていないというところで報告を先日受けたばかりでございました。

このリサイクルプラザが遠くに行くことによって、資源物収集ができない可能性があると言われる方が、資源物を持っていくところがなくなるという方の御懸念は非常に私もわかるところでございまして、実際そういう声も聞いております。そうした声に対応したいという思いがあるが同時に、その他の問題も従前に経験をしておりますので、まずは地域内でこの資源物の回収ができるように考えていくための協議を、機会をつくっていくということ、その次にリサイクルプラザがまだみやき町にあるうちは、その手前で町としてできる対応があるかどうかを考えるべきだということ、また、候補地が決まり、リサイクルプラザが遠くにできてしまった場合は、そのときに考えるべきことであるというふうに思っております。

現在、鳥栖市、みやき町、上峰町で協議はしておりますが、東部ブロック協議というものも、ごみについては、県は広域処理をしていただきたいということでは一定の方針を出されております。吉野ヶ里町、神崎市もこの東部ブロックということで、広域化の枠組みに入っておりますので、候補地については、鳥栖市で考えていただくことを受けた後に、吉野ヶ里町、神崎市との協議も入ってまいります。

候補地について、鳥栖市であるという前提でまだ考える段階にはないということで、私自身は思っておりますので、まずは地域との協議、区長さんとの協議、議員もその地域の方がどちらにお住まいか、後ほど教えていただき、その方が難しいのであれば、議員も直接区長さんに会っていただく機会をつくりますので、ぜひ御協力をしていただき、地域と住民の方々のごみについての問題が解消されるように御協力をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、次をお願いします」と呼ぶ者あり）

そしたら、大きな3番、副町長就任から1年を経過して、その中の1点目、副町長就任での効果はということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

原田議員のお尋ねでございます。副町長就任から1年を経過して、副町長就任での効果はというお尋ねでございました。

冒頭に、効果という言葉は適切でないかもしれないと、副町長ができたことで幅が広がったところをというふうに加えて申し上げられました。

私、就任時の副町長の言葉を町の広報紙から引っ張ってまいりました。町長初め職員の方々や町民の方々とのコミュニケーションを大切にして、33年間の県庁生活で培った経験を

生かし、県と町のパイプ役として、またサポート役として、さまざまな施策の実現を通して町政の発展のため誠心誠意努力していきたいとございます。

コミュニケーションを大切に、町民、職員の方ともされておりまして、私のサポート、代理代決をこなしながら多くの施策を実現されたということは私自身は思っておりますが、これは皆さんの主観、それぞれの御判断によるところも大きいかと思っておりますので、どんな事業を副町長に就任された上で行ってこられたかということ、つまり、平成25年7月1日が就任日でありましたので、25年7月から26年本日まで範囲の中で仕事、事業の説明をさせていただきたいと思っております。

住民サービスの拡充という意味では、この間に前牟田地区を中心に木柵工を、土木事務所と調整をしながらクリーク防災事業、これは議会からの請願事項でありました。ことしから始まっております。また、一部、木柵工でなく、国営事業にのせることができるやもしれないというところもただいま協議中でございます。

産地直売所の改修、米多浮立の、今、執行しておりますお旅所の建設、浮立総合計画の策定、今議会にかけておりますシンボルロード樹脂舗装等、過疎対策自立再生事業につきましても、副町長に市町村課と協議していただき、市町村課はそもそもこの申請については難しいという判断をされておりましたが、申請を許可していただき、柔軟に対応していただいたことでこの交付決定をいただいたものと思っております。

また、緊急雇用基金の面で申し上げますと、テニスコートの改修や、現在行う予定にしておりますオンライン事業であったり、緊急雇用基金事業で農業の市場開拓、販路拡大等の予算措置を行ったわけでございまして、これは数字を見ても明らかであります。25年の緊急雇用基金事業は30,126千円でありましたけれども、今年度77,272千円と、2倍以上の増額を見ているところでございます。

また、特別交付税、財政面になりますけれども、25年の末に交付されるわけですが、25年は20市町中半数以上が減額をされる中、本町は7,100千円の増額で5.4%の増額、137,909千円と過去最大の予算措置を県のほうからいただいているところでございます。

また、御承知のように、これは町と議会で決めたことでもございますが、通常の業務も行っていただいております。政策決定に当たり、副町長にも意見を聞きながら進めている以上、今年度行っている新規事業についても副町長のかかわるところというふうな意味で申し上げれば、妊婦健診であったり、子育て世代の皆様方に助成を延伸しております。子供の医療費助成の延伸についてもそのように言えると思っております。町有地の有効活用、メガソーラーの事業については、いろんな面で情報集めを行っていただいたところでございます。

また、高齢者に対するあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術に対する給付については、私の思いが随分ございましたところでありましたが、マッサージについての不勉強な私に意見を下さったことも記憶が新しく思い出しております。

また、今年度、鳥栖土木事務所との意見交換会を私初めて行いまして、土木事務所にさまざまな働きかけを、これは議会の要請もございましたが、今、行っております。

ガードパイプの設置やイオン周辺の横断防止柵等も、働きかけの上で、現在、検討をいただいている部分でもございます。

先ほど議会でも議論になりました坊所城島線の歩道整備も現在のところ進んでいる感触を持っております。

子供子育て、教育面におきましては、何よりも住民課と連携していただき、子供子育て支援に関する施策の推進を進めるための上峰町子供子育て会議条例を県内市町でかなり早い段階で整備をしたところではあります。

中学校廊下改修、小学校南校舎エアコン設置等につきましても、これは議会の御議決もいただきましたけれども、情報収集等に御意見をいただいております。

また、中学校社会体育館、庁舎に公衆無線LAN、Wi-Fiを設置する事業につきましては、私もこの事業をぜひやりたいという声を受けて、教育委員会と調整をいただいておりますし、何よりも、かねてから議会からの要望もあつた教育指導主事の配置のための予算についても、予算措置査定に加わっていただいております。

こうした面で、代理代決以外にもさまざまな事業にかかわっていただいている、その効果は大きいというふうに私自身は判断をしているところでございます。

以上です。

#### ○1番（原田 希君）

説明をいただきました。なかなか副町長のふだんの仕事についてまわって何をやっているのかなということがありませんので、一番わかっているのが町長であろうということでこの質問を出させていただきました。

副町長のかかわった事業ということで説明いただいて、たくさんの事業がありまして、しっかりと県とのパイプ役としてお仕事をいただいていると、本当にありがたいなというふうに思いました。

今後もしつかりと議会から、きょうも県に対する要望等をということで出ておりましたので、今後もしつかりとパイプ役として上峰町のために御尽力いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

これでこの項を終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。2点目、副町長が見る上峰町の今後の課題はということで、答弁を求めます。

#### ○副町長（八谷伸治君）

原田議員の御質問にお答えします。

先ほどは、私に対しまして激励をいただきまして、まことにありがとうございました。

昨年の6月定例会におきまして、議員各位の御同意を得て7月1日に副町長に就任し、それから1年余りが経過いたしました。この間、議長様を初めとする議員の皆様やいろいろな方々、また、町長を初め職員の方々などから御助言や御意見等をいただき、まだまだ十分ではございませんが、今こうして責務を仰せつかっていることができているということに対しまして、まずもって、お礼、感謝申し上げます。

それでは、議員の御質問であります本町の今後の課題について答弁させていただきます。

本町の特徴といたしましては、県内では大町町に次いで2番目に狭い面積の中で、住民の方が生活することに必要な公共施設、教育施設、商業施設、病院等が町の中心部に位置し、短時間で町内の移動ができていることから、コンパクトで一体感が醸し出しやすい町であること、上水道や下水道が整っていること、鳥栖市、佐賀市、久留米市、福岡市などの都市圏に近いこと、年少人口の割合が高いことなどが挙げられる。

また、平成23年に実施しました町民アンケート調査におきましても、町の魅力という問いに対しまして、「生活環境が整っている」「買い物の便がよい」「自然環境が豊かである」といった回答が上位を占め、生活環境や交通の利便性を町の魅力と感じておられる町民の方が多いと推測されますし、人口が増加している要因にもなっていると認識しております。

このような状況の中で、今後の町の主な課題といたしましては、まずは財政健全化を進めながら、多様化、複雑化する住民ニーズに応えなければいけないことが上げられると思います。

いずれの施策を展開するにしても、財政、予算、費用対効果のことを考慮する必要があると思います。

なるだけ町の一般財源の持ち出しを少なくして、より効果的な施策を展開する必要があり、このためには、県とのよりよい関係の構築が重要であり、こういったことが私に課せられた役割の一つだと思っております。

また、先ほど町の特徴で触れましたが、年少人口割合が高いということ、いずれ到来するであろうと思われ人口減少を最小限にとどめるためにも、生産者年齢世代——15歳から64歳の方だと思いますが——の方々に移り住んでいただくための子育て支援や教育の充実が必要になってくると思います。このほか、高齢化社会の中での医療・福祉行政の推進や、最近、特に言われており全国的な課題となっております道路や河川などの社会資本の老朽化対策、遊休農地の増大やT P P問題などの農業対策、それから、近年のゲリラ豪雨や大型台風など、今まで経験したことがないような気象条件に起因する災害に対する防災対策などが挙げられると思います。

さらに、行政の組織、経営という観点から申しますと、国や県からの権限移譲、社会保

障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度などの新たな施策への対応、地方公務員法の改正に伴います職員の人事評価制度の導入なども喫緊の課題だと思っております。

こういった課題に対処するためには、これからの行政の進め方といたしましては、自助、共助、公助や、P D C Aサイクルによる各種施策の検証実施、また、民間活力の導入などの視点も取り入れた行政のあり方、進め方が必要であると思っております。

いずれにいたしましても、住民の皆様を上峰町に住んでよかった、上峰町に住みたいなど思っていたくためのまちづくりを進めるために、町長のサポート役を果たすことが私の役割だと認識しているところでございます。

私からは以上でございます。

#### ○1番（原田 希君）

副町長が見る今後の上峰町の課題ということで、たくさんの課題があるのは当然でございますし、これをやっていくということになれば、当然、莫大なお金が必要になるということでございますので、ぜひ住みよい町上峰町をつくるためにも、先ほどもお話がありましたけれども、しっかりと県との良好な関係をこれまで以上に築きつつ、いろんな補助等も取ってきていただきたいというふうに思いますし、副町長がいることで町長も恐らくいろんな場所に陳情に行ったりとかいうことが今まで以上にできるようになったんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、これはお二人協力しながら、課題解決に向けて今後も頑張っていたきたいというふうに思いますので、最後、お二人から一言ずついただいて、この質問を終わらせていただきます。

#### ○町長（武廣勇平君）

ありがとうございます。大変激励をいただいたというふうに思いますが、今、議員が申されましたように、課題が山積していることも同時に事実でありまして、今後とも県との連携、副町長のこれまでの行政経験を生かしながら、町の住民サービスの拡充に向けて努力していきたいと思っております。

#### ○副町長（八谷伸治君）

答弁申し上げます。

先ほども申しましたが、県とのパイプ役、それから町長のサポート役として精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで1番原田希議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後 3 時50分 散会